

令和 5 年度県計画に関する 事後評価

**令和 6 年 1 1 月
愛知県**

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

【医療分】

- ・令和 6(2024)年 8 月 30 日 愛知県医療審議会医療体制部会で意見聴取

【介護分】

- ・令和 6(2024)年 8 月 26 日 愛知県社会福祉審議会に意見聴取
- ・令和 6(2024)年 8 月 28 日 愛知県介護人材確保対策連携推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

(2) 審議会等で指摘された主な内容

審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■ 愛知県全体

1. 目標

愛知県においては、医療機能の分化と連携や、地域包括ケアシステムの構築などの医療介護総合確保区域の課題を解決し、高齢者が地域において、安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

区分① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標、
地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業目標

- 地域医療構想で示した 2025 年の医療機能ごとの病床数の必要量の推計をみると、愛知県においては、回復期の病床が約 1 万 4 千床不足していることから、急性期病床等からの病床の転換等を促進する。

- ・回復期病床数 19,480 床（令和 7（2025）年度末）

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 自宅等で療養できるよう、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実を図る。
- 「地域包括ケアシステム」の中核をなす在宅医療提供体制の充実に向け、在宅医療に参入する医師の確保や医療と介護の連携を図る。
- 認知症になっても安心して暮らせるための施策や体制整備の実施、在宅歯科医療の提供体制の整備などにより、在宅医療を継続しやすい環境を整備する。

<定量的な目標値>

- ・訪問診療を実施している診療所・病院 1,464 施設（平成 30（2018）年度）
→2,070 施設（令和 5（2023）年度末）
- ・在宅療養支援診療所・病院 906 施設（令和 3（2021）年 1 月 1 日）
→1,007 施設（令和 5（2023）年度末）

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

<定量的な目標値（第 8 期）>

- ・地域密着型介護老人福祉施設 定員 3,629 人（令和 2（2020）年度末）
→3,968 人（令和 5（2023）年度末）
- ・介護老人保健施設 定員 18,574 人（令和 2（2020）年度末）
→18,574 人（令和 5（2023）年度末）
- ・認知症高齢者グループホーム 年間延べ人員 107,883 人（令和 2（2020）年度末）
→122,032 人（令和 5（2023）年度末）

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業 年間延べ人員 38,330 人（令和 2(2020)年度末）
→44,576 人（令和 5(2023)年度末）
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
年間延べ人員 14,478 人（令和 2(2020)年度末）
→22,440 人（令和 5(2023)年度末）
- ・ 認知症対応型デイサービス
年間延べ回数 316,170 回（令和 2(2020)年度末）
→381,269 回（令和 5(2023)年度末）
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業
年間延べ回数 3,644 回（令和 2(2020)年度末）
→6,576 回（令和 5(2023)年度末）
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 愛知県における「医師偏在指標」は 224.9（全国 27 位）と全国平均を下回っている状況となっているため、引き続き医師確保対策に取り組んでいく。
- また、女性医師や看護職員等は出産や育児のために離職することが多いため、院内保育の充実等により、勤務と育児を両立できる環境を整備する。また、県内の医療機関への就業を促進する修学資金貸付制度の充実により人材確保を図る。
- 「愛知県医療勤務環境改善支援センター」を運営し、医療従事者の勤務環境の改善を支援し、医師・看護師等の離職防止や医療安全の確保を図る。

<定量的な目標値>

- ・ 医師偏在指標 224.9（令和 2（2020）年 3 月）
→225.0 以上（令和 6 年（2024）年 3 月）
- ・ 人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数 224.4 人（令和 2（2020）年 12 月）
→224.4 人より増加（令和 4（2022）年 12 月）

区分⑤ 介護従事者の確保に関する目標

- 本県においては、令和 5(2023)年度までに、介護人材の需要と供給の差を解消する数値として、介護職員 113,987 人の確保を目標とし、介護職員の確保対策と質の向上・離職防止、介護の提供の効率化を行っていく。具体的には、ア.「介護の仕事の魅力発信や、求人・求職のマッチング強化等による多様な人材の参入促進」、イ.「職員のキャリアアップに対する支援や、介護福祉士の専門性向上等による人材の資質向上」、ウ.「賃金水準の改善やマネジメント能力・人材育成力の向上、職員の負担軽減等による労働環境・処遇の改善」等の取組みを進める。

<定量的な目標値>

- ・ 確保する介護人材数 113,987 人（令和 5(2023)年度まで）

(単位：人)

	介護職員数		(需要と供給の差)
	需要見込み	供給見込み	
2019 年 (R1)	103,563		—
2023 年 (R5)	113,987	106,573	7,414

- ・高校生・資格取得見込者に対する施設見学の実施 参加者数 180 人
- ・再就業を希望する介護人材を対象としたカムバック研修の実施 受講者数 200 人
- ・介護事業所の従事者等に対するメンタルヘルス研修の実施 参加者数 1,480 人

区分⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標

- 令和 6(2024)年 4 月に医師の時間外労働の上限規制が適用されることから、長時間労働となっている勤務医の労働時間短縮に向けた取組みを推進する必要がある。
- ・勤務医の客観的な労働時間管理方法を導入している病院の割合
55.0%(令和 5(2023)年 1 月) → 100%(令和 6(2024)年 4 月 1 日)

2. 計画期間

令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日

□愛知県全体（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・回復期病床の整備 32床（令和5（2023）年度）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施している診療所・病院 1,464 施設（平成 30(2018)年度）⇒
1,425 施設（令和 3（2021）年度）
※統計が発表されていないため最新値を記載
- ・在宅療養支援診療所・病院 906 施設（令和 3（2021）年 1 月 1 日）⇒
919 か所（令和 6(2024)年 1 月）

③ 介護施設等の整備に関する目標

- ・地域密着型介護老人福祉施設 定員3,852人（令和5(2023)年度末）
- ・介護老人保健施設 定員18,293人（令和5(2023)年度末）
- ・認知症高齢者グループホーム 年間延べ人員113,885人（令和5(2023)年度末）
- ・小規模多機能型居宅介護事業 年間延べ人員39,463人（令和5(2023)年度末）
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業
年間延べ人員16,984人（令和5(2023)年度末）
- ・認知症対応型デイサービス 年間延べ回数307,722回（令和5(2023)年度末）
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業
年間延べ人員6,600人（令和5(2023)年度末）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・救急・産科医師の負担軽減

救急勤務医支援事業の実施件数 13 医療機関（令和 5(2023)年度）

産科医等支援事業の実施件数 80 医療機関（令和 5(2023)年度）

- ・勤務と育児を両立できる環境整備

院内保育所整備数 0 か所（令和 5(2023)年度）

- ・ナースセンターの機能強化

ナースセンター求職相談件数

17,117 人（平成 25 年度）→ 12,467 人（令和 5(2023)年度）

ナースセンター求人相談件数

17,344 人（平成 25 年度）→ 8,301 人（令和 5(2023)年度）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護職員数 103,563 人（R1）→ 104,845 人（R4）

- ・高校生・資格取得見込者に対する施設見学の実施 参加者実績数 175 人

- ・再就業を希望する介護人材を対象としたカムバック研修の実施
受講者実績数 24 人

- ・介護事業所の従事者等に対するメンタルヘルス研修の実施
参加者実績数 812 人

⑥ 勤務医の働き方改革の推進に関する目標

- ・勤務医の客観的な労働時間管理方法を導入している病院の割合
55.0%（令和 5(2023)年 1 月）→ 64.3%（令和 5(2023)年 7 月）

2) 見解

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

回復期病床については、一定程度増加が図られたものの、病床の機能転換は医療機関の自主的な取組であり、急激な物価高騰など社会的情勢による医療機関の財政事情等により、機能転換が進みにくかったことが考えられる。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

「在宅療養支援診療所」については、一定程度の増加が図られたものの、在宅医療に参入する医師の不足により目標には到達しなかった。医師に対して、在宅医療導入に向けての動機付けを効果的に図れなかったことが要因と考えられる。

③ 介護施設等の整備に関する目標

第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス等の介護サービス基盤は一定程度進んだものの、市町村の事業公募に対し、事業者からの応募がなかったケース等があり、当初予定していた整備量には到達しなかった。今後は、第 9 期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を進め、目標数値の達成を図っていく。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、簡易陰圧装置の設置及びゾーニング環境等の整備支援を行い、計画に掲げる目標を達成することができた。

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

確保する介護人材数について、事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値により確認すると、1) 達成状況のとおりであり、目標数値の達成に向け、計画策定時から増加している状況である。事業全体では、研修参加や事業活用が進んでいないものもあるため、引き続き関係機関等と連携し、周知等を強化しながら取組を進めていく。

3) 改善の方向性

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

目標に達しなかった回復期病床の整備については、引き続き県内の医療機関及び関係団体等へ基金制度の更なる周知を図り、機能転換を推進する。

② 居宅等における医療の提供に関する目標

目標に達しなかった「在宅療養支援診療所」については、在宅医療に関する知識や技術等を享受する研修の実施を通して、在宅医師を増加させ、目標達成を図る。

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域密着型サービス施設等の整備においては、介護人材の確保が前提となることから、当基金の各事業の実施等により介護従事者の確保と一体的に取組を進めるとともに、市町村等と連携し、事業者及び関係団体等へ基金制度の更なる周知を図り、地域密着型サービス施設等の整備を促進する。

4) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■名古屋・尾張中部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

【名古屋市域】

- 在宅医療サービスを提供する医療機関数の増加や、在宅医療の多様なニーズに対応するために、多職種協働による在宅医療と介護の連携体制を構築するため各種事業の推進やネットワークづくりを進める。また、在宅において高度な医療を受ける患者については、専門医による医学管理や急変時における対応が必要となるため、病診連携を進める。

【尾張中部地域】

- 在宅医療サービスを提供する医療機関数の増加や、医療と介護の連携体制を構築するための多職種連携に関する各種事業を推進する。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日

□名古屋・尾張中部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■海部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援病院・診療所・歯科診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、在宅医療の多様化・高度化に対応するため医療従事者の資質の向上を図る。また、市町村が中心となって医師会等との調整を行い、在宅医療と介護の連携を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日

□海部圏域（達成状況）

【継続（令和5年度の状況）】

1）目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2）見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3）目標の継続状況

☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9）

☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■尾張東部圏域

1．目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

○ 在宅療養支援診療所・歯科診療所の整備や、訪問看護及び訪問薬剤管理指導などの利用拡充、在宅医療を行う医療機関のネットワーク加入を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

○ 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

○ 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2．計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□尾張東部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1）目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2）見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3）目標の継続状況

☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9）

☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■尾張西部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどの基盤の充実、在宅医療の多様化・高度化に対応するため医療従事者の資質の向上、保健・医療・介護・福祉の関係機関が連携したサービス提供に向けた関係機関の顔の見える関係の構築や多職種連携のための仕組みづくりを進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□尾張西部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■尾張北部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、在宅医療の多様化・高度化に対応するため医療従事者の資質の向上、かかりつけ医の訪問診療を充実するため、医師会、市町、保健所等が相互に緊密な連携を図り、地域にあった在宅ケアシステムの確立を進める。また、在宅医療に参加する薬局の増加やかかりつけ薬局の啓発、緊急入院やレスパイト入院に対応できる病床

の整備を推進する。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□尾張北部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■知多半島圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援診療所などのサービス提供基盤の充実や、在宅療養支援診療所とかかりつけ医、訪問看護ステーションなどの医療連携体制の構築、市町が主体となって医師会等との緊密な連携・協力体制の構築を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日

□知多半島圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。

（令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9）

☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■西三河北部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、医療福祉従事者チームによる患者・家族のサポート体制構築、在宅医療の多様化・高度化に対応するため医療人材の質の向上を推進する。また、市が中心となって医師会等関係機関間の緊密な連携のための調整を行い、在宅医療と介護の連携を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 8(2026)年 3 月 31 日

□西三河北部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基

づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■西三河南部東圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、在宅医療の多様化・高度化に対応するため医療従事者の資質の向上を推進する。

また、市町が中心となって医師会等関係機関間の緊密な連携のための調整を行い、在宅医療と介護の連携を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□西三河南部東圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■西三河南部西圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションなどのサービス提供基盤の充実や、医療福祉従事者チームによる患者・家族のサポート体制構築、在宅医療の多様化・高度化に対応するため医療人材の質の向上を推進する。また、市が中心となって医師会等関係機関間の緊密な連携のための調整を行い、在宅医療と介護の連携を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□西三河南部西圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■東三河北部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 東三河北部圏域は、県内で最も高齢化が進んだ地域であり、また、産科や救命救急センターがないなどの医療資源の不足を課題として抱えている。在宅医療提供体制を維持するため、医師・看護師等の医療従事者の確保を図る。
また、保健・医療・福祉の関係機関間の連携を進める。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を

行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□東三河北部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■東三河南部圏域

1. 目標

区分② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 在宅医療サービスの充実策についての関係者での検討や、昼夜を問わず24時間の対応、主治医不在時の体制整備など地域での組織的なシステム構築を図る。

区分③ 介護施設等の整備に関する目標

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。
- 介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備に対して支援を行い、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大の防止を図る。

区分④ 医療従事者の確保に関する目標

- 地域や医療資源の状況に応じ、必要な医師の確保・負担軽減を図るとともに、医療機関の勤務環境の改善を支援する。

2. 計画期間

令和5(2023)年4月1日～令和8(2026)年3月31日

□東三河南部圏域（達成状況）

【継続中（令和5年度の状況）】

1) 目標の達成状況

多職種協働による在宅医療と介護の連携体制の構築や病診連携のための体制の整備が一定程度進んだ。

2) 見解

関係者に周知を図りながら目標達成に向け、翌年度以降も、引き続き、計画に基づき取り組むこととする。

3) 目標の継続状況

- ☒ 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
(令和6年度計画における関連目標の記載ページ：P2～9)
- ☐ 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況

事業の区分	1－2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 病床機能再編支援事業	【総事業費】 265,620 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和 7(2025)年度に向け、病床規模適正化の助成対象を、施設整備だけでなく、逸失利益補償も対象とすることで、財政支援の死角をなくし、病床規模を適正化する取り組みの促進を図る必要がある。	
	対象 6 医療機関 高度急性期、急性期、慢性期の病床数 高度急性期病床 0 床→0 床 急性期病床 475 床→342 床 慢性期病床 0 床→0 床	
事業の内容（当初計画）	医療機関が、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象となる医療機関数 令和 5(2023)年度 6 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	対象となる医療機関数 令和 5(2023)年度 6 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 対象 6 医療機関 急性期病床 475 床→342 床	
	（１）事業の有効性 本事業により急性期病床が 133 床減少され、地域医療構想の達成に向けた直接的な効果があった。 （２）事業の効率性 地域医療推進委員会において事業実施の合意を得ており、真に必要な病床数に限定して実施している。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 2（医療分）】 保健医療福祉連携強化普及啓発事業	【総事業費】 2,871 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（医師会へ委託）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化が進行し、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれており、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築が必要。	
	アウトカム指標：医療と介護の連携体制の構築ができている市町村数 51 市町村（令和 4 年度愛知県地域包括ケア評価指標による評価結果）→54 市町村	
事業の内容（当初計画）	地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村・関係者等の取組促進を図るため、保健、医療、福祉分野の連携強化に資する調査及び情報収集を行い、その成果を広く周知するシンポジウムを県医師会に委託して行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	保健、医療、福祉分野の連携強化に資するシンポジウムの開催：1 回	
アウトプット指標（達成値）	当初計画のとおり事業を実施し、目標を達成した。	
事業の有効性・効率性	シンポジウム参加者が医療と介護の連携に必要な知識を習得することで、市町村での体制構築が図られる。	
	（１）事業の有効性 保健、医療、福祉分野の連携強化に資する調査及び情報収集の成果を、シンポジウムの開催を通じて広く県民に周知し、地域包括ケアの推進を図った。 （２）事業の効率性 有識者で構成する会議において情報収集を行うだけでなく、会議の各委員が内容を持ち帰り、各地域・機関において調査内容を共有することで、効率的に地域包括ケアシステム構築の促進を図った。	
その他	令和 5（2023）年度：2,871 千円	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 3（医療分）】 在宅歯科医療連携室事業	【総事業費】 8,513 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県(県歯科医師会へ委託)	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日 ～ 令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化が加速する中、在宅歯科医療ニーズの拡大が予測されている。医療介護福祉の多職種との連携強化、在宅歯科医療に携わる人材確保など、良質な在宅歯科医療の提供体制の充実が必要である。	
	アウトカム指標：歯科訪問診療に取り組む歯科医療機関の増加（1,352 施設（令和 2(2020)年度）⇒ 1,400 施設）	
事業の内容（当初計画）	在宅歯科医療を推進するため、県歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療等に関する相談、介護福祉施設等への歯科衛生士の派遣調整、在宅歯科医療導入支援研修会の開催等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療導入支援研修会の受講者数 令和 5(2023)年度 10 名	
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科医療導入支援研修会の受講者数 令和 5(2023)年度 96 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 代替的な指標として、「在宅療養支援歯科診療所の割合」 16.0%（595 施設/3722 施設）（R5(2023).3）⇒16.6%（619 施設/3722 施設）（R6(2024).3）	
	（１）事業の有効性 地域の歯科診療所からの要請に基づき歯科衛生士を派遣し、在宅や施設に入所する要介護高齢者等の口腔状態改善を図る等の訪問歯科診療の支援を行うことにより、地域においても在宅歯科医療の推進につながった。 （２）事業の効率性 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制が整備されたことにより、在宅歯科医療の地域への支援とそれを担う人材の育成とを同時に行うことで効率的に実施することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 在宅療養者歯科口腔保健推進設備整備事業	【総事業費】 18,240 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日 ～ 令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	良質な在宅歯科医療の提供体制の充実に向けて、質の高い歯科医療を行うための設備整備が必要である。また、新たに在宅歯科医療に携わる人材を確保するためにも、医療機器購入経費等の財政的支援が必要である。	
	アウトカム指標：歯科訪問診療に取り組む歯科医療機関の増加 1,352 施設 (R2(2020)年度) ⇒ 1,400 施設	
事業の内容 (当初計画)	在宅歯科診療を実施する、または新たに取り組む歯科医療機関に対して、在宅療養者の口腔ケア及び口腔機能管理を含めた在宅歯科診療に必要な機器等の購入経費の助成を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	設備整備補助医療機関数 令和 5(2023)年度 32 施設	
アウトプット指標 (達成値)	設備整備補助医療機関数 令和 5(2023)年度 22 施設	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 代替的な指標として、「在宅療養支援歯科診療所の割合」 16.0% (595 施設/3722 施設) (R5(2023).3) ⇒ 16.6% (619 施設/3722 施設) (R6(2024).3)	
	アウトプット指標については、申請件数が見込みを下回ったが、在宅歯科診療を実施する医療機関は増加しているため、今後も補助事業を継続していく。 (1) 事業の有効性 在宅歯科診療を実施する、または新たに取り組む歯科医療機関に対し、口腔ケア及び口腔機能管理を含めた在宅歯科診療に必要な機器等を整備することにより、在宅療養支援歯科診療所数の増加につながった。 (2) 事業の効率性 在宅歯科診療の実績のある歯科医療機関に加え、今後、新たに取り組む歯科医療機関も補助対象として事業を実施することで、在宅歯科診療の新規実施を効率的に促すことができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 5（医療分）】 障害者歯科医療ネットワーク推進事業	【総事業費】 7,326 千円
事業の対象となる区域	県全区域	
事業の実施主体	県（県歯科医師会へ委託）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療における歯科診療上の主要な課題は、在宅で暮らす障害者の歯科診療の受け皿拡大であり、障害者の地域移行や在宅医療を進めるためには、在宅で暮らす障害者が受診できる在宅医療対応可能な歯科診療所を増やしていく必要がある。	
	在宅における障害者歯科医療に対応できる歯科診療所数 319（R3(2021)）⇒359（R5(2023)）	
事業の内容（当初計画）	障害者の歯科診療に携わる人材の養成や関係機関との連携強化を図り、「障害者歯科医療ネットワーク」を整備していく。 人材養成としては、地域の歯科医師に対し、障害者の在宅歯科診療に対する実習を含めた専門的な研修を行うほか、基礎的な知識や新たな情報を提供する普及講演会等を行う。関係機関との連携強化としては、地域の歯科医師を始めとした、幅広い関係者が参加する連携協議会の設置等を行い、障害者歯科医療の現場が抱える課題や方策について議論する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修の受講者：20 名 普及講演会の参加者：700 名程度 障害者歯科医療ネットワーク連絡協議会：年 3 回	
アウトプット指標（達成値）	研修の受講者：20 名 普及講演会の参加者：603 名 障害者歯科医療ネットワーク連絡協議会：年 3 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅における障害者歯科医療に対応できる歯科診療所数 346（R5(2023)）⇒366（R6(2024)）	
	（１）事業の有効性 本事業により障害者歯科医療に対応できる歯科医師が増加し、障害者の地域での歯科診療受診体制が強化された。 （２）事業の効率性 関係機関間で連絡協議会を設置し、障害者歯科医療に対する協議や情報交換を行うことにより、効率的にネットワークを整備・運用することができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6 (医療分)】 在宅歯科医療推進歯科衛生士研修事業	【総事業費】 9,408 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県(県歯科医師会へ委託)	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日 ～ 令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	良質な在宅歯科医療の提供体制の充実に向けて、質の高い歯科医療を行うためには、口腔健康管理に携わる歯科衛生士の人材確保と資質向上が必要である。	
	アウトカム指標：歯科訪問診療で訪問歯科衛生指導に取り組む歯科医療機関 445 施設（令和 2(2020)年度）⇒ 500 施設	
事業の内容（当初計画）	歯科衛生士養成施設などの関係機関・団体と連携し、歯科衛生士の就業支援サイト利用登録（歯科衛生士バンク）の推進、働きやすい職場環境整備に向けた講習会の開催、全身疾患や認知症等を有する在宅療養者に対応できる口腔ケア技術研修を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅口腔ケア技術研修の受講者数 令和 5(2023)年度 20 名	
アウトプット指標（達成値）	在宅口腔ケア技術研修の受講者数 令和 5(2023)年度 38 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 代替的な指標として、「在宅療養支援歯科診療所の割合」 16.0%（595 施設/3722 施設）（R5(2023).3）⇒16.6%（619 施設/3722 施設）（R6(2024).3）	
	（１）事業の有効性 歯科衛生士バンク登録者数の増加に伴い、再就業を希望する歯科衛生士に対して復職に向けた専門情報や研修情報を広く周知でき、就業定着支援を含め事業の推進を図ることができた。 （２）事業の効率性 職務経験を有する休職中の歯科衛生士に対して在宅歯科医療に関する研修を行うことで、在宅歯科医療を担う歯科衛生士の確保とともに、在宅療養支援歯科診療所の増加を図る体制を整備できた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費】 12,376 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（県看護協会へ委託、一部県）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日 ～ 令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化が進行し、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれており、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、在宅医療提供体制の着実な整備を行う必要がある。 県内の訪問看護ステーション稼働数（全国訪問看護事業協会調査） 916 施設（R4(2022).4）⇒950 施設（R6(2024).4）	
事業の内容（当初計画）	訪問看護提供体制の推進支援拠点（訪問看護総合支援センター）において、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための研修等を実施し、看護経験の豊富なプラチナナースの派遣支援に対する経費を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	本事業の内、委託事業における研修受講者数 160 人（R6(2024)年度）	
アウトプット指標（達成値）	本事業の内、委託事業における研修受講者数 363 人（R6(2024)年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内の訪問看護ステーション稼働数（全国訪問看護事業協会調査） 916 施設（R4(2022).4）⇒1,160 施設（R6(2024).4） （１）事業の有効性 県看護協会に事業を委託して実施することにより、訪問看護の人材養成及び認知度の向上を図ることができた。 （２）事業の効率性 県看護協会では、県内看護師の資質向上のための研修や看護に関する啓発などを団体の独自事業として実施しているため、案内チラシなどの配布ルートを共用するとともに、配布時期なども調整しながら進めることができた。	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8（医療分）】 特定行為研修事業	【総事業費】 4,330 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	訪問看護事業所及び介護保険施設の事業者、その他愛知県知事が認める者	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和 7（2025）年に向けた更なる在宅医療推進のためには、医師等の判断を待たず、手順書により一定の診療の補助行為（特定行為）を行う看護師を養成し確保していく必要がある。そのため、訪問看護事業所及び介護保険施設で働く看護師の特定行為研修の受講を促進させる必要がある。	
	県内の訪問看護事業所及び介護保険施設に所属し、特定行為研修を修了した看護師の数 5 人（R4（2022）.10） → 8 人（R6（2024）.3）	
事業の内容（当初計画）	訪問看護ステーション等に所属する看護師が特定行為研修を受講する際に、指定研修機関に支出した受講費用及び代替職員確保に関する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	本事業を活用する訪問看護ステーション等における特定行為研修受講者数：25 名	
アウトプット指標（達成値）	本事業を活用する訪問看護ステーション等における特定行為研修受講者数：19 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内の訪問看護事業所及び介護保険施設に所属し、特定行為研修を修了した看護師の数（特定行為研修修了者名簿） 5 人（R4（2022）.10） → 16 人（R5（2023）.10）	
	本事業を活用する特定行為研修受講者の中には特定行為研修が年度をまたぐものがあるため、まだ受講中の受講者がいる事、また、特定行為研修終了者名簿は本人の同意がなければ掲載されないため、アウトプット数とアウトカム数に乖離がある。 （1）事業の有効性 本事業により、事業所の負担が大きい受講費用や代替職員の人件費を補助することで、特定行為研修修了者が増加し、在宅医療の推進を進めることができた。 （2）事業の効率性	

	県全域の事業所等に対して一括して周知・募集を行ったことにより、効率的に事業を実施できた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9（医療分）】 高齢者口腔機能評価推進事業	【総事業費】 1,480 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（県歯科医師会へ委託）	
事業の期間	令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	良質な在宅歯科医療の提供体制の一つとして、高齢者の口腔機能の評価、維持・回復などの口腔機能管理の普及に向けて、在宅や施設等で実践できる人材の育成・確保が必要である。	
	アウトカム指標：口腔機能管理を実施する歯科医療機関の増加 244 施設（令和2(2020)年度）⇒ 300 施設	
事業の内容（当初計画）	高齢者をはじめ、口腔機能低下を生じやすい疾患を有する者に対する口腔機能管理の普及に向けた取組を推進するため、学識経験者を交えた委員会の設置、口腔機能評価推進研修を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	高齢者口腔機能評価推進研修の受講者数 100 名	
アウトプット指標（達成値）	高齢者口腔機能評価推進研修の受講者数 334 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：代替的な指標として、高齢者の口腔機能評価を実施している市町村数 10 市（R4(2022)年度）⇒ 13 市（R5(2023)年度）	
	（1）事業の有効性 本事業により、高齢者の口腔機能評価を適切に行うための人材育成及び口腔機能の維持・機能回復に向けた取組を進めることができた。 （2）事業の効率性 歯科医療関係者及び市町村を始めとした地域保健関係者を対象とした研修を実施することで、高齢者の口腔機能管理を実践できる歯科医療関係者の増加を図ると同時に、市町村の後期高齢者歯科健康診査の導入を効率的に促すことができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10（医療分）】 小児救急電話相談事業	【総事業費】 29,882 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（民間企業に委託）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の消防年報を見ると、乳幼児の救急搬送のうち、約 8 割が軽症である。小児科医が不足する休日・夜間において、不要な受診を減らすため、保護者向けの電話相談を実施し、保護者の不安を解消するとともに、小児科医の負担軽減を図る。	
	アウトカム指標：乳幼児の救急搬送件数のうち軽症患者数の割合 73.1%（R3(2021)）⇒73.1%以下（R5(2023)）	
事業の内容（当初計画）	小児科医の診療していない休日・夜間等に、発病した小児の保護者に対して電話相談を行い、保護者の不安解消や時間外における軽症患者の病院への集中回避による小児科医等の負担軽減を図るため、医師、看護師等による保護者を対象とした休日・夜間の医療相談を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	電話相談件数 28,984 件以上（R4(2022)年度）	
アウトプット指標（達成値）	電話相談件数 38,630 件（R5(2023)年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 乳幼児の救急搬送件数のうち軽症患者数の割合：72.9%	
	（1）事業の有効性 本事業により、不要な休日・夜間の救急対応を減少させ、小児科医の負担軽減を図ることができた。 （2）事業の効率性 小児科勤務経験のある看護師等の相談員及び小児科医によって電話相談を行ったため、短時間で的確に受診の可否を助言するなど効率的に事業が実施できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11（医療分）】 小児集中治療室医療従事者研修事業	【総事業費】 18,918 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児の集中治療に習熟した小児科医の数が不足している状況にあることから、重篤な小児患者に対して、専門性の高い医療従事者が確保できるよう、小児集中治療室にかかる研修実施の支援が必要。	
	アウトカム指標：小児集中治療室設置病院の小児科医師数 146 名（R4（2022））⇒146 名以上（R5(2023)）	
事業の内容（当初計画）	医療機関において、小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の数が不足している状況にあることから、専門性の高い医療従事者の確保のための研修に要する費用に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修実施医療機関数（3 医療機関）	
アウトプット指標（達成値）	研修実施医療機関数（3 医療機関）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児集中治療室設置病院の小児科医師数 152 名（R5(2023)）	
	（１）事業の有効性 本事業により、医療機関において不足している小児の救急・集中治療に習熟した小児科医や看護師の育成が図られた。 （２）事業の効率性 専門性が高く、実践的な研修が行えるよう小児救急・集中治療の現場である小児集中治療室（P I C U）を有する医療機関を対象にしたため、効率的に事業が実施できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12（医療分）】 小児救急医療支援事業	【総事業費】 16,276 千円
事業の対象となる区域	名古屋、西三河北部	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児科医の勤務環境の悪化や一次の在宅当番医からの転送患者を受け付ける二次救急医療体制（入院治療を主体とした病院体制）充実が課題であるため、病院群輪番制をとる病院等を支援することで体制を確保し、地域の小児救急医療体制の充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：小児救急医療拠点病院数 14 病院（R4（2022））⇒14 病院以上（R5(2023)）	
事業の内容（当初計画）	二次医療圏を単位に、二次救急医療施設として必要な診療機能、小児科専用病床及び小児科医を確保した病院を輪番で、毎日 1 病院確保するため、休日・夜間の小児救急医療体制の整備に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保に必要な経費及び小児救急医療拠点病院の運営に必要な経費を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	小児救急医療支援事業の実施医療圏数(2 医療圏)	
アウトプット指標（達成値）	小児救急医療支援事業の実施医療圏数(2 医療圏)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 小児救急医療拠点病院数 15 病院（R5（2023））	
	（１）事業の有効性 本事業により、2 医療圏で継続して 365 日の小児救急医療体制を実施し、地域の小児救急医療体制の維持を図ることができた。 （２）事業の効率性 小児患者のトリアージを行い、一次救急と二次救急で明確な役割分担が図られているため、効率的に事業を実施できた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13（医療分）】 産科医等支援事業	【総事業費】 353,700 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域の産科医療を確保するため、過酷な勤務環境にある産科医等の処遇改善を図り、産科医等を確保する必要がある。 アウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数（常勤換算） 産科医等確保支援事業：460 名（R3（2021））⇒460 名以上（R5（2023）） 産科医等育成支援事業：50 名（R3（2021））⇒50 名以上（R5（2023））	
事業の内容（当初計画）	産科医、救急医、新生児医療担当医等の確保を図るため、産科医等への分娩手当、臨床研修終了後の専門研修において産科を選択する専攻医への手当、NICUを担当する医師への手当に係る経費に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・手当支給者数 産科医等確保支援事業：延べ 1,362 人以上（R5(2023)） 産科医等育成支援事業：17 人以上（R5(2023)） ・手当支給施設数 産科医等確保支援事業：93 施設以上（R5(2023)） 産科医等育成支援事業：2 施設以上（R5(2023)）	
アウトプット指標（達成値）	・手当支給者数 産科医等確保支援事業：延べ 932 人（R5(2023)） 産科医等育成支援事業：12 人（R5(2023)） ・手当支給施設数 産科医等確保支援事業：81 施設（R5(2023)） 産科医等育成支援事業：2 施設（R5(2023)）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数（常勤換算） 産科医等確保支援事業：339 名（R5(2023)） 産科医等育成支援事業：43 名（R5(2023)）	
	アウトプット指標の未達について	

	「手当支給者数」が目標未達成であったのは、分娩施設に対する処遇改善の必要性に関する周知が十分でなかったことが挙げられる。 今後は、分娩を取り扱う医師・助産師への分娩手当支給及び専攻医への手当支給により処遇改善が図られるよう、より一層の周知に努める。 アウトカム指標の未達について 「手当支給施設の産科・産婦人科医師数（常勤換算）」が目標未達成であったのは、分娩施設に対する処遇改善の必要性に関する周知が十分でなかったことが挙げられる。 今後は、分娩を取り扱う医師・助産師への分娩手当支給及び専攻医への手当支給により処遇改善が図られるよう、より一層の周知に努める。 （１）事業の有効性 産科医等への分娩手当、臨床研修終了後の専門研修において産科を選択する専門医への手当、NICUを担当する医師への手当を助成することで、産科、小児科に勤務する医療従事者の処遇改善を図ることができた。 （２）事業の効率性 従来の国庫補助の枠組みをそのまま流用することにより、基金事業化された事業を実施する際も、補助要件や基準額の算出方法などが従来と同じであるため、現場での混乱を防止できた。また、複数の事業で共通様式を使用することで、書類の作成や確認の事務処理を効率的に進めた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14 (医療分)】 帝王切開術医師支援事業	【総事業費】 102,312 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	大病院は中小規模の産科医療機関が対応できる通常の帝王切開にも対応しており、負担が大きい。その負担を軽減するため、中小規模の産婦人科医療機関が通常の帝王切開を行う体制を整備する必要がある。	
	アウトカム指標： ・分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数（常勤換算）：11.3 名（R3（2021））⇒11.3 名以上（R5（2023））	
事業の内容（当初計画）	地域の中小産婦人科医療機関で帝王切開術を行った医師への手当に係る経費に対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	助成医療機関数 59 か所以上（R5(2023)）	
アウトプット指標（達成値）	助成医療機関数 58 か所（R5(2023)）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・分娩 1,000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数（常勤換算）：12.7 名（R5（2023））	
	（１）事業の有効性 200 床未満の病院及び有床診療所で帝王切開術の実施に必要な医師が確保できた。 （２）事業の効率性 従来からある産科医等支援事業費補助金の枠組を準用することにより、現場が理解しやすいようにし、この補助金を効率的に活用できるようにした。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 15 (医療分)】 救急勤務医支援事業	【総事業費】 33,999 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	超高齢化社会の到来に伴い増加する救急患者に対し、適切な医療が確実に提供できるよう、救急医療に従事する医師を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：救急勤務医支援事業における手当支給対象人員 4,005 名 (R4(2022)⇒4,005 名以上 (R5(2023)))	
事業の内容 (当初計画)	救急勤務医の離職防止のため、医療機関が夜間・休日の救急医療を担う医師へ支給する手当に係る経費に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急勤務医支援事業の助成医療機関数 (15 医療機関)	
アウトプット指標 (達成値)	救急勤務医支援事業の助成医療機関数 (13 医療機関)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：救急勤務医支援事業における手当支給対象人員 4,387 名 (R5 (2023))	
	アウトプット指標について、補助事業の趣旨が対象事業者に浸透していなかったと推察される。今後は補助事業の趣旨を対象事業者に周知し、助成医療機関数の増加に努める。 (1) 事業の有効性 救急医療を担う第 2 次医療施設に対し、本事業を通じて支援することで、救急勤務医の処遇改善を図ることができた。 (2) 事業の効率性 早い時期から事業実施を希望する団体を把握したため、事業を実施する上で必要な各種調整も円滑に進めることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 16（医療分）】 地域医療支援センター事業	【総事業費】 195,992 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県、医療機関	
事業の期間	令和 5 年(2023)4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病院勤務医不足、医師の地域偏在が解消されていない状況であり、地域医療支援センターが中心となって医師確保対策に引き続き取り組む必要がある。	
	アウトカム指標：医師偏在指標（県全体） 224.9（R2(2020).3）⇒225.0 以上（R6(2024).3） 代替的な指標として、「医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数」 27 人（R5(2023).4.1）⇒ 37 人（R6(2024).4.1）	
事業の内容（当初計画）	医師不足の状況等を把握・分析するため、専任医師を配置し、医療機関へのヒアリング調査を実施するとともに、職場を離れた女性医師への復職支援、短時間勤務を取り入れる医療機関への助成など、女性医師が育児をしながら働くことができる体制整備や、若手医師等を育成する拠点づくりへの支援を行う。 また、医師派遣を行う医療機関への助成、医師無料職業窓口を開設し、医師に病院等の紹介を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・医師派遣や再就職医師のあっせん数（22 人以上） ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合（100%）	
アウトプット指標（達成値）	・医師派遣や再就職医師のあっせん数の増加（令和 5(2023)年度実績：14 名） ・地域卒卒業医師数に対するキャリア形成プログラム参加医師数の割合 100%（R5(2023)年度実績）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：医師偏在指標 240.2(R5(2023)3.31) 代替的な指標として、「医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数」 27 人（R5(2023).4.1）⇒ 37 人（R6(2024).4.1）	
	アウトプット指標の目標値と達成値の差は主に再就職医師のあっせん数が目標を下回ったことによるもの（目標値 13	

	名、達成値 8 名)。 新型コロナ感染拡大の影響により、病院を直接訪問してのあつせんが中止となったことが原因であるため、感染状況も踏まえながら今後再開を検討していく。 (1) 事業の有効性 医師派遣や再就職医師のあつせんを行う医療機関を増加させることで、診療制限を行う病院数の割合の減少を図った。 (2) 事業の効率性 早い時期に補助対象に事業実施の意向調査を行うことで、各種調整を円滑に行うことができ、効率的な執行を図った。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17（医療分）】 地域医療確保修学資金貸付金	【総事業費】 352,836 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5 年(2023)4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域間の医師偏在を解消し、県内全ての地域で適切な医療を受けられるようにするため、医師不足地域の医療機関において従事する医師の確保が必要。	
	アウトカム指標：医師偏在指標（県全体） 224.9（R2(2020).3）⇒225.0 以上（R6(2024).3） 代替的な指標として、「医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数」 27 人（R5(2023).4.1）⇒ 37 人（R6(2024).4.1）	
事業の内容（当初計画）	県内 4 大学医学部の学生に対する県内の知事が指定する医療機関等で一定期間勤務することを条件とした修学資金の貸付を行う。なお、知事が指定する医療機関とは、愛知県医師確保計画上の「医師多数区域」以外の区域の 2 次医療圏に属する医療機関とする。	
アウトプット指標（当初の目標値）	県で配置調整可能な医師の増加（令和 5(2023) 年度 32 人）	
アウトプット指標(達成値)	県で配置調整可能な医師の増加（令和 5(2023) 年度 32 人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：医師偏在指標 ⇒指標となる医師偏在指標は現時点で公表されていないため、観察できなかった。 代替的な指標として、「医師修学資金貸与医師の地域の医療機関への配置人数」 27 人（R5(2023).4.1）⇒ 37 人（R6(2024).4.1）	
	（１）事業の有効性 本事業により、地域医療に貢献できる医師数を増加させることができ、医師が不足している地域の医療機関に対して、医師を赴任させ、診療制限をしている病院数の減少を図り、地域医療の維持、充実を図ることができる。 （２）事業の効率性 修学資金は金銭面で大学医学部に通うことが困難な者も貸与を受けることができるため、より多くの者に医師となる機会を提供できる。さらに免除規定を設けることにより、卒業後に地域医療に貢献できる医師を確保することができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18（医療分）】 医療勤務環境改善支援センター	【総事業費】 20,029 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（愛知県医師会へ委託）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想において、医療提供体制を再構築する上で必要不可欠な医療従事者の確保をするため、医療従事者の勤務環境を改善する必要がある。 アウトカム指標： 人口 10 万人当たりの医療施設従事者数（医師数）の増 212.9 人（H30(2018).12 月） ⇒212.9 人より増加(R4(2022).12 月） 代替的な指標として、「勤務医の客観的な労働時間管理方法を導入している病院の割合」 55.0%（2023.1 月）⇒ 64.3%（2023.7 月）	
事業の内容（当初計画）	医療法に基づき、勤務環境改善マネジメントシステムを創設して医療従事者の勤務環境の改善に取り組む医療機関を総合的に支援するため、医療勤務環境改善支援センターを設置し、勤務環境改善に関する相談対応、助言、指導、調査、啓発活動等を行う。また運営協議会を設置し、関係機関との連携体制を構築する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数：3 か所（R5(2023)年度）	
アウトプット指標（達成値）	センターの支援により勤務環境改善計画を策定する医療機関数：27 か所（R5(2023)年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 代替的な指標として、「勤務医の客観的な労働時間管理方法を導入している病院の割合」 55.0%（2023.1 月）⇒ 64.3%（2023.7 月） （１）事業の有効性 事業実施にあたって、地域における医療全般の知識や医療機関との調整能力のある団体に委託することにより、支援センターが有効に機能した。また、医療勤務環境改善マネジメントシステムに関するセミナーを開催し、200 名の参加があり、医療機関に対し、勤務環境改善に関する啓発を行うことができた。 （２）事業の効率性	

	団体に委託したことにより、関係団体（医師会、看護協会、病院協会等）との連携が容易となり、事業実施にあたっての周知など効率的な執行を図った。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19 (医療分)】 看護職員確保対策事業	【総事業費】 3,675 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（県医師会へ委託）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	一部の病院に看護師が集中する傾向が見られることから、診療所における看護職員の確保を図る必要がある。	
	本事業における診療所等への就職者数 32 人 (R3(2021)) ⇒35 人 (R5(2023))	
事業の内容（当初計画）	県内診療所看護師の募集や診療所への就職者が多い看護師等養成所への生徒募集事業を実施し、県内診療所の看護職員確保を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護師等養成所生徒募集実施校（3 校）	
アウトプット指標（達成値）	看護師等養成所生徒募集実施校（3 校）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：診療所等への就職者数 32 人 (R3(2021)) ⇒42 人 (R5(2023))	
	（１）事業の有効性 愛知県医師会は医師会立の看護学校を有しており、また、県内全域の診療所の現状を把握しているため、看護学校案内のための高等学校訪問活動、就職斡旋のための高等学校、看護学校訪問活動、その他広報活動や情報収集を行うことで、診療所への就職が多い看護学校への入学及び看護師等の診療所への就職につなげることができた。 （２）事業の効率性 愛知県医師会は、診療所への看護師等の募集事業や診療所への就職者が多い看護師等養成所への生徒募集事業に関するノウハウと人脈を有しており、さらに各地区医師会を通じて県内診療所の現況を把握していることから当事業を委託することで効率的・効果的に実施することができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20 (医療分)】 ナースセンター事業	【総事業費】 112,839 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	愛知県看護協会 (委託)	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子化の進行等により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後必要な看護職員数を確保するためには、離職防止及び再就業の促進を図ることが必要である。	
	アウトカム指標：ナースセンターを利用した就業者数 1,423 人 (R3(2023)) ⇒1,450 人 (R5(2023))	
事業の内容 (当初計画)	未就業看護職員の就業促進に必要な事業、看護教務等の PR 事業及び訪問看護の実施に必要な支援事業を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	潜在看護師復職支援交流会等の開催 月 1 回以上 訪問看護職員養成交流会の開催 年 1 回以上 出張巡回相談 県内 4 か所以上で開催	
アウトプット指標 (達成値)	潜在看護師復職支援交流会等の開催 月 1 回以上 訪問看護職員養成交流会の開催 年 1 回以上 出張巡回相談 県内 12 か所で開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターを利用した就業者数 1,423 人 (R3(2023)) ⇒1,212 人 (R5(2023))	
	令和 5 年度はアウトプット指標の達成値が目標値を上回った。今後も、ナースセンターの広報活用及び機能強化を行うことにより、利用者増を図っていく。 (1) 事業の有効性 平成 27(2015)年 10 月から導入された看護師等免許保持者の届出制度で得た情報により、離職後も一定のつながりを有しながら、潜在看護師の再就業を一層促進することができる。 (2) 事業の効率性 本事業の委託先である県看護協会では、県内看護師の資質向上のための研修や看護に関する啓発などを団体の独自事業として実施しているため、本事業をより効果的に進めることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21 (医療分)】 看護師等養成所運営助成事業	【総事業費】 2,867,191 千円
事業の対象となる 区域	全区域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	愛知県では看護師業務従事者数が不足しているため、適切な医療サービスを提供できるように、新たに看護師になる者を多く養成する必要がある。	
	愛知県内の看護師養成施設卒業者のうち、県内の看護師業務新規就業者数の割合 78.3% (R3(2021)) ⇒ 81.5% (R5(2023))	
事業の内容 (当初計画)	看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営に係る経費に対し助成する。	
アウトプット指標 (当 初の目標値)	助成養成所数 (19 課程)	
アウトプット指標 (達成値)	助成養成所数 (19 課程)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 愛知県内の看護師養成施設卒業者のうち、県内の看護師業務新規就業者数の割合 78.3% (R3(2021)) ⇒ 79.6% (R5(2023)) 当初の目標は未達成であったが、R3より増加しており、一定の効果がみられた。今後も継続して看護師等養成所の運営に係る支援を行い、県内の看護師養成施設卒業者を確保し、また、就業支援に係る他事業を複合的に実施することにより、県内の看護師業務新規就業者の増加を図っていく。	
	令和5年度はアウトプット指標の目標値を達成した。今後も、より効果的な事業実施方法を検討していく。 (1) 事業の有効性 人件費等の負担が大きい中で運営をしている養成所が多く、本事業により運営費を助成することは、各養成所における教育内容の向上に繋がるものと考えます。 (2) 事業の効率性 早い時期から事業実施を希望する事業者を把握したため、事業を実施する上で必要な各種調整を円滑に進めることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 22（医療分）】 病院内保育所運営助成事業	【総事業費】 612,575 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子化の進行等により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後必要な看護職員数を確保するためには、病院及び診療所に従事する職員の離職防止及び再就業の促進を図ることが必要。 アウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人（R3(2021)）⇒1,400 人（R5(2023)）	
事業の内容(当初計画)	看護職員等の離職防止及び再就業支援のため、病院の設置する保育施設の運営経費を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	補助施設数 111 施設(R6(2024)年)	
アウトプット指標 (達成値)	補助施設数 99 施設(R6(2024)年)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人（R3(2021)）⇒1,056 人（R5(2023)） アウトプット指標については、他事業の活用等により当初の目標が未達成になったと思われる。今後、より多くの施設が本補助金を活用できるよう、より周知を図っていく。 (1) 事業の有効性 看護職員などの不規則な勤務を強いられる職種にとって、勤務先に保育所があることは、安心して仕事を継続するためには、大変有効である。 (2) 事業の効率性 早い時期から事業実施を希望する事業者を把握したため、事業実施に必要な各種調整も円滑に進めることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 206,862 千円
事業の対象となる 区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関、県	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	高齢化社会が進むなかで、需要が増えていく看護職員を着実に確保するために、新人看護職員の資質の向上及び早期離職防止を図るための新人看護職員が臨床研修を受けられる体制の構築が必要。	
	アウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人 (R3(2021)) ⇒1,400 人 (R5(2023))	
事業の内容(当初計画)	新人看護職員に対する臨床研修実施のための経費に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	助成医療機関数 (90 か所)	
アウトプット指標 (達成値)	助成医療機関数 (82 か所) 前年度以前に行った当該事業の効果が充足されたことにより、医療機関から補助の辞退があったため当初目標値より減少した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人 (R3(2021)) ⇒1,056 人 (R5(2023))	
	アウトプット指標については、前年度以前に行った当該事業の効果が充足されたことにより、医療機関から補助の辞退があったため当初目標値より減少した。今後、より多くの医療機関が本補助金を活用できるよう、より周知を図っていく。 (1) 事業の有効性 新人看護職員研修事業を実施する医療機関 83 カ所に補助を行い、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制を構築するための支援を行うことができた。 (2) 事業の効率性 新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って病院等が実施する新人看護職員研修を対象に補助することにより、医療機関の機能や規模にかかわらず、新人看護職員が臨床研修を受けられる体制を構築するための支援を行うことができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 24 (医療分)】 看護職員専門分野研修事業	【総事業費】 4,200 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関、県	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療、保健及び福祉の高度化、専門分化が進んでいる現状に対応するため、特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を用いた認定看護師の確保が必要とされている。	
	アウトカム指標：愛知県内認定看護師数（日本看護協会発表） 1,282 人（R3(2021)）⇒1,350人(R5(2023))	
事業の内容（当初計画）	特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる認定看護師の育成を促進するために、看護職員専門分野研修に必要な経費を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	助成機関数（1 か所）	
アウトプット指標（達成値）	助成機関数（1 か所）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 認定看護師認定者数 1,336 人(R5(2023)) 研修受講者は定員に達していたものの、退職した認定看護師が一定数いたため、当初の目標値より減少した。今後、より効果的な研修内容や周知方法を検討し、事業の改善を図っていく。	
	（1）事業の有効性 本事業により、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた水準の高い看護を実践できる認定看護師を養成することができた。 （2）事業の効率性 認定看護師教育機関が実施する看護職員専門分野研修に必要な経費に助成を行うことで、県内全域の認定看護師が増加し、県内看護師の資質向上を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 25 (医療分)】 へき地医療確保看護職員修学資金貸付金	【総事業費】 4,800 千円
事業の対象となる区域	東三河山間部等	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	愛知県では看護師業務従事者数が不足しているが、特に東三河山間部等のへき地で従事者が少ないため、適切な医療サービスを供給できるように、新たにへき地等で看護師になる者を養成する必要がある。	
	アウトカム指標：へき地医療確保看護修学資金被貸与者におけるへき地の指定医療機関への累計就業者数 3 人 (令和 4(2022)年) ⇒3 人以上 (令和 5(2023)年)	
事業の内容(当初計画)	へき地医療の確保をはかるため、県立看護専門学校 2 校の地域枠制度を活用し、卒業後に東三河山間部などの、へき地医療機関への就職を希望する者を養成し、当該医療機関の看護師確保につなげる。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	へき地医療確保看護修学資金貸与者：4 名	
アウトプット指標 (達成値)	へき地医療確保看護修学資金貸与者：1 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：へき地医療確保看護修学資金被貸与者におけるへき地の指定医療機関への累計就業者数 3 人 (令和 3 年度 (2021 年度)) ⇒4 人 (令和 5 年度 (2023 年度))	
	令和 5 年度は新規貸与者がいなかったため、アウトプット指標の達成値が目標値より下回った。今後、制度の周知や見直しを図っていく。 (1) 事業の有効性 本業務により看護師等資格を取得し、へき地医療機関への就業を促進することができている。 (2) 事業の効率性 修学資金は金銭面で看護師養成施設に通うことが困難な者も貸与を受けることができるため、より多くの者に看護師となる機会を提供できる。さらに免除規定を設けることにより卒業後の免許取得やへき地医療機関への就業を促進することができる。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 26 (医療分)】 看護研修センター事業	【総事業費】 42,478 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	少子化の進行等により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後必要な看護職員数を確保するためには、離職防止及び再就業の促進を図ることが必要である。また、医療の高度化・専門化、在宅医療の拡大など保健医療をめぐる環境が大きく変化する中で、専門的知識・技術をもつ看護職や在宅医療を始めとする新たなニーズへの対応などが必要となっている。	
	アウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人 (R3(2021)) ⇒1,400 人 (R5(2023))	
事業の内容 (当初計画)	看護職員の継続教育を推進するための拠点として、総合看護専門学校内に看護研修部門を設置し、看護教員等指導者の養成や、再就業希望者のための実務研修などの事業を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	研修受講者数 840 人 (新人訪問看護職員研修を除く)	
アウトプット指標 (達成値)	研修受講人数 578 人 (新人訪問看護職員研修を除く) 新型コロナウイルス感染症の影響により、研修開催中止を行ったため、当初の目標値より減少した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人 (R3(2021)) ⇒1,056 人 (R5(2023))	
	(1) 事業の有効性 少子化等の進行により新卒就業者が減少傾向にあること、看護職員の離職率が増加傾向にあること等を背景に看護職員不足の問題が顕在化していることから、今後の看護職員確保対策のひとつとして、家庭にいる看護師資格者 (潜在看護職員) の再就業の促進を強力に進めていくことができた。また、一部の医療機関が行う研修のほかに、いずれかの医療機関に属していない県という中立的な立場から提供する再就業研修も欠かせない状況となっている。 (2) 事業の効率性 新人看護職員合同研修のニーズが高く定員を超過するため、受入れできなかった分については、他の研修 (出張研修) により可能な限り対応している。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 27 (医療分)】 看護師勤務環境改善施設整備事業	【総事業費】 284,175 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5 (2023) 年 4 月 1 日～令和 6 (2024) 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子化の進行等により新卒就業者数が減少傾向にあるため、今後必要な看護職員数を確保するためには、病院及び診療所に従事する職員の離職防止及び再就業の支援の促進を図ることが必要。	
	ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人 (R3 (2021)) ⇒ 1,400 人 (R5 (2023))	
事業の内容 (当初計画)	勤務環境改善を目的とする施設整備事業に要する経費について補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	助成事業者数 (2 か所)	
アウトプット指標 (達成値)	助成事業者数 (0 か所)	
事業の有効性・効率性	事業終了後、1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人 (R3 (2021)) ⇒ 1,056 人 (R5 (2023))	
	(1) 事業の有効性 計画後に事業要望の取り下げがあり、事業を実施していないため、有効性の算出不可。 (2) 事業の効率性 計画後に事業要望の取り下げがあり、事業を実施していないため、効率性の算出不可。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 28（医療分）】 薬剤師再就業支援事業	【総事業費】 1,426 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県（県薬剤師会へ委託）	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医薬品の適正使用や安全の確保を図るには、医薬分業を推進し、かかりつけ薬剤師・薬局を県民に普及定着することが必要である。国が算出した薬剤師偏在指標によると、現在及び将来の本県の指標は全国平均を下回っており、健康や育児等の事情により薬局等の医療現場に従事していない薬剤師の確保が不可欠である。	
	アウトカム指標：研修受講者のうち復職した薬剤師数 11 人（H31(2019)～R3(2021)平均）⇒ 12 人以上（R5(2023)）	
事業の内容（当初計画）	結婚、育児等を理由に離職している薬剤師のうち、勤労意欲のあるものに対して研修会等を開催し、復職を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修の受講者数：100 人	
アウトプット指標（達成値）	研修の受講者数 69 人（R5(2023)）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 研修を受講して復職した薬剤師数 12 人	
	本事業の各研修を行うことで潜在薬剤師の復帰を促し、薬剤師不足の薬局や病院に適切な人員を配置することにより、地域医療の確保に貢献するとともに、医薬分業の進展に繋がる。 結果としてアウトカム指標である復職した薬剤師数は指標を上回ったものの、アウトプット指標である研修の受講者数は指標を下回った。 受講者向けの案内は新聞や薬剤師会 SNS 等を活用している。今後は費用対効果を踏まえ、県薬剤師会トップページを活用するほか、インターネット広告も活用し、受講者数も増加できるように改善していく。 （１）事業の有効性 本事業により薬剤師 12 人が再就業に至ったことで、薬局等における人材不足の解消に一定の効果があつた。	

	（２）事業の効率性 研修内容の決定や研修場所の選定など事業の実施について、薬剤師を構成員とする県薬剤師会へ委託することで、効率的・効果的に事業を実施できた。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 29 (医療分)】 障害児者医療研修事業	【総事業費】 3,869 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の障害児者数は年々増加傾向にある一方で、障害を熟知し適切に対応できる地域の医療関係者が不足している状況にあることから、障害児者医療・療育に対して専門性の高い医療従事者が確保できるよう、伝達研修を行う必要がある。 また、特段の配慮が必要となる重症心身障害児者については、その受入施設が不足し、在宅における医療的なケアが必要な障害児者が増加するとともに、発達障害と判定される者も年々増加しており、発達障害への十分な対応ができていないことから、地域において重症心身障害児者医療及び発達障害医療に適切に対応できる人材の確保する対策を講じる必要がある。 アウトカム指標： 障害児者医療に対応可能な施設数 152 施設	
事業の内容（当初計画）	○地域の医療・療育・福祉・教育関係者等に対して、障害児者医療に必要な知識や治療法等に関する研修会を実施する。 （遺伝療育講演会、重症心身障害児者医療療育推進講演会、重症心身障害児者の呼吸・日常ケア研修、あいち小児在宅医療研究会、重症心身障害児者看護実践研修等） ○重症心身障害児者医療については、県内各地に整備が進められている重心施設において慢性的に不足している医療従事者の育成・確保を進めるとともに「重心療育ネットワーク」を構築し、各施設における治療実績を通じ医療関係者の技能の習得・向上を図り、地域における医療的なケアが必要な障害児者への医療サービスの向上を目指す。 重症心身障害児療育ネットワーク会議 ○発達障害医療については、地域で発達障害を熟知し、適切に対応できる医療従事者が不足する状況が続いており、地域における発達障害への早期診断・対応のできる医師等医療従事者を育成・確保し、技能を習得できるようにするため、「発	

	達障害医療ネットワーク」を構築し、地域における発達障害への迅速な医療サービスの提供を目指す。 発達障害医療ネットワーク連絡協議会
アウトプット指標（当初の目標値）	研修等の参加者募集人員 368 名
アウトプット指標（達成値）	研修等の参加者数 614 名
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内の障害児者医療に対応可能な施設数 162 施設 （１）事業の有効性 地域の医療・療育・福祉・教育関係者等に対して、障害児者医療に必要な知識や治療法等に関する研修会等を継続して行うことは、障害児者が地域で安心して生活できる体制の整備に繋がり、事業所数も増加している。 （２）事業の効率性 県内の障害児者医療・療育の拠点施設である医療療育総合センターの職員が講師となり、地域の障害児者医療にかかる医療従事者・療育関係者への伝達研修を行うことで、障害児者を地域で受け入れる体制整備を支援することができる。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 30（医療分）】 口腔がん検診モデル事業	【総事業費】 9,000 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県歯科医師会	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日 ～ 令和 8(2026)年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	口腔がんは自覚症状が乏しく放置されやすく、進行した状態で発見され、治療後は QOL が著しく損なわれる場合もある。症例が少ないため判断に迷う歯科医師が少なくない。口腔がんの早期発見・早期治療を促進するため、歯科医師の口腔粘膜疾患の診察技術向上を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：口腔がん検診モデル事業に参加する医療圏数 4 医療圏	
事業の内容（当初計画）	口腔がんの早期発見・早期治療に向けて、専門医の指導下で、口腔粘膜疾患の診察技術習得に係る実技研修を実施し、歯科医師の資質向上と医科歯科連携を推進するための事業に助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	口腔がん検診実技研修回数 12 回	
アウトプット指標（達成値）	口腔がん検診実技研修回数 12 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 口腔がん検診モデル事業に参加する医療圏数 4 医療圏（R5(2023)年度）	
	（１）事業の有効性 本事業により、県内全域を対象とし、口腔がんを早期に発見できる機会を県民に提供することができた。 （２）事業の効率性 実施する市町村が少ない口腔がん検診を複数の地域で実施することで、早期発見できる機会を広く提供すると同時に、専門医の指導下で検診を実施することで、歯科医師の口腔粘膜診察の技術向上を図ることができた。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 31（医療分）】 看護研修会館研修室整備事業	【総事業費】 245,212 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	県看護協会	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	少子化の進行等により新卒就業者が減少傾向にあり、今後必要な看護職員数を確保するためには、離職防止及び再就業の促進を図ることが必要である。 また、医療の高度化・専門化・在宅医療の拡大など保健医療をめぐる環境が大きく変化する中で、専門的知識・技術を持つ看護職や在宅医療をはじめとする新たなニーズへの対応などが必要となっている。	
	ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人（R3(2021)）⇒1,400 人（R5(2023)）	
事業の内容（当初計画）	看護職員の離職防止や再就業の促進、及び資質向上を図るため、各種研修を開催するために必要な研修室等の整備経費に対する支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	助成事業者数（1 か所）	
アウトプット指標（達成値）	助成事業者数（1 か所）	
事業の有効性・効率性	事業終了後、1 年以内のアウトカム指標：ナースセンターへの離職届出者数 1,504 人（R3(2021)）⇒1,056 人（R5(2023)）	
	（1）事業の有効性 本事業により、離職防止及び再就業の促進を目的とする研修室の整備を進めることができた。 （2）事業の効率性 補助金額の算定において交付金の基準単価を用いることにより、社会情勢等を踏まえた適切な金額を助成することができた。	
その他		

事業の区分	6. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No. 32 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 362,425 千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和 5(2023)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	令和 6(2024)年 4 月に医師の時間外労働の上限規制が適用されることから、長時間労働となっている勤務医の労働時間縮減に向けた取組みを推進する必要がある。 令和 6(2024)年度より、医師に対する時間外労働の上限規制が適用され、地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から医師をやむを得ず年 960 時間以上の時間外労働に従事させる必要がある医療機関は特定労務管理対象機関の指定を受けた上で引き続き勤務時間短縮を行う必要がある。	
	アウトカム指標：勤務医の客観的な労働時間管理方法を導入している病院の割合の増加 55.0% (2023.1 月) → 64.3% (2023.7 月) 特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関が策定した医師労働時間短縮計画に定める時間外・休日労働時間の目標を達成した医療機関の割合 70%(2025 年 4 月 1 日)	
事業の内容 (当初計画)	医療機関が実施する医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を支援するため、ICT 等機器の整備費用、休憩室整備費用、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・助成医療機関数 (30 か所)	
アウトプット指標 (達成値)	・助成医療機関数 (4 か所)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 代替的な指標として、「勤務医の客観的な労働時間管理方法を導入している病院の割合の増加」 55.0% (2023.1 月) ⇒64.3% (2023.7 月)	
	(1) 事業の有効性 意向調査時の事業実施予定医療機関数から事業実施時の医療機関数が減少したが、医療機関が実施する医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組を引き続き支援していく。 (2) 事業の効率性 予め県内の病院を対象とした意向調査を実施することにより、事業の実施を効率的に行う。	
その他		

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1】 愛知県介護施設等整備事業	【総事業費】 一千円
事業の対象となる区域	全区域	
事業の実施主体	市町村、社会福祉法人等施設整備事業者	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☑継続 / ☐終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画期間中に整備する地域密着型特別養護老人ホームの定員 3,629 人→3,968 人	
事業の内容（計画変更後）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	対象施設等（主なもの）	
	地域密着型特別養護老人ホーム 3 か所（定員 97 人）	
	認知症高齢者グループホーム 11 か所（定員 216 人）	
	小規模多機能型居宅介護事業所 4 か所（定員 116 人）	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 か所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所（定員 29 人）	
	介護付きホーム（小規模） 3 か所（定員 87 人）	
	③既存施設の多床室のプライバシー保護のための改修経費に対して助成を行う。 ④新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、介護施設等への簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備及び多床室の個室化を行う。 ⑤介護従事者の働く環境を整備するため、介護施設等に勤務する職員の利用する宿舎整備の支援を行う。	
アウトプット指標（変更後の目標値）	○地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期愛知県高齢者福祉保健医療計画等にて予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・地域密着型特別養護老人ホーム 3 か所（定員 97 人） ・認知症高齢者グループホーム 11 か所（定員 216 人、年間延べ人員 2,592 人） ・小規模多機能型居宅介護事業所 4 か所（定員 116 人、年間延べ人員 1,392 人） ・定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 5 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所（定員 29 人、年間延べ人員 348 人）	

	・介護付きホーム（小規模） 3 か所（定員 87 人） ○簡易陰圧装置の設置経費等を支援する。 ・補助施設、事業所数 95 施設等
アウトプット指標（達成値）	・地域密着型特別養護老人ホーム 1 か所（定員 39 人） ・認知症高齢者グループホーム 8 か所（定員 162 人、年間延べ人員 1,944 人） ・小規模多機能型居宅介護事業所 1 か所（定員 4 人、年間延べ人員 48 人） ・定期巡回・随時対応型訪問介護事業所 5 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 か所 ・介護付きホーム（小規模） 4 か所（定員 110 人） ○簡易陰圧装置の設置経費等を支援する。 ・補助施設、事業所数 66 施設等
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 地域密着型特別養護老人ホームの定員 3,629 人→3,968 人 （１）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備により、第 8 期愛知県高齢者福祉保健医療計画期間中に整備する地域密着型特別養護老人ホームの定員総数 3,629 人→3,968 人に対し令和 5(2023)年度末時点で 3,852 人分の整備が進み、高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築が進んだ。 （２）事業の効率性 予め県内市町村を対象とした事業量調査を実施したことにより、事業の実施が効率的に行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 1 (介護分)】 介護人材確保対策連携推進協議会費	【総事業費】 91 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材の確保については、各関係機関等がそれぞれの役割において個別に行っているが、各主体が足並みを揃え取り組んでいくことが求められる。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組みを実施するため、行政、介護事業者、職能団体、介護福祉士養成機関等から構成される協議会を設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	協議会の開催回数 2 回	
アウトプット指標（達成値）	協議会の開催回数 2 回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ —	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（１）事業の有効性 本事業により関連機関・団体の連携の強化が図られ、各方面で抱える課題を共有し、より必要とされる分野に集中して事業化を行うことが可能となった。 （２）事業の効率性 それぞれの関連機関・団体が連携することで様々な立場から事業の効果の検証を行うとともに、情報・認識が共有され、取り組むべきことが明確になり効率性を向上させた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 介護人材確保対策連携支援事業費補助金	【総事業費】 234 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	市町村等	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材確保については、関係機関・団体等との連携を深め、地域に根ざした実効性のある人材確保対策を実施することが求められる。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	行政、介護事業者、及び関係団体等から構成される協議会等の設置・運営に必要な経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助市町村数 1 市町村	
アウトプット指標（達成値）	補助市町村数 1 市町村 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ —	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（１）事業の有効性 本事業により市町村においても関連機関・団体の連携の強化が図られ、各方面で抱える課題を共有し、地域に根差した人材確保対策を行うことが可能となった。 （２）事業の効率性 それぞれの地域の関連機関・団体が連携することで様々な立場から事業の効果の検証を行うとともに、情報・認識が共有され、取り組むべきことが明確になり効率性を向上させた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 3（介護分）】 福祉・介護人材就業・定着支援事業費	【総事業費】 7,714 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（福祉人材センターへ委託）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年において、本県の介護人材が約 1 万 3 千人不足すると見込まれており（R3. 7. 9 厚生労働省公表資料）、参入促進を進めていく必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	・高校生、資格取得見込者向けの施設見学を行う。 ・福祉職に関心のある教育機関等を対象に就職支援出張セミナーを開催する。 ・職場体験の機会を提供する。 ・専門員が労働局と連携し、ハローワーク等に来所した福祉・介護職希望者への相談を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・高校生・資格取得見込者向け施設見学参加者（180 人） ・就職支援出張セミナー参加者（5 回、50 人） ・職場体験事業所数（37 事業所） ・巡回就職相談事業 ハローワーク等相談（192 回）	
アウトプット指標（達成値）	・高校生・資格取得見込者向け施設見学参加者（175 人） ・就職支援出張セミナー参加者（5 回、81 人） ・職場体験実施事業所数（38 事業所） ・巡回相談事業 ハローワーク等相談（205 回） ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 高校生・資格取得見込者向け施設見学について、学校カリキュラムが優先されるため、受入事業所との調整に困難が生じ、目標値に至らなかった。 教育機関を含め、関係団体との連携をさらに深め、事業周知の徹底に努めていく。	

事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516人（R3）→104,845人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少 (1) 事業の有効性 ・実際の介護現場を見学し介護の様子を知るとともに、介護の仕事のやりがいや魅力を伝えることで、介護の仕事に対する正しい理解を促進し、興味・関心を引き、将来の進路選択の一つとして考える契機とすることができた。 ・就労前に職場の雰囲気を経験することで、正しい認識を持つとともに、入職後のギャップによる離職を防ぐことができる。 ・ハローワーク等で巡回相談を行い、福祉人材センターを活用していなかった求人・求職者にも情報提供を行うとともに、雇用のミスマッチを防ぎ、効率的な参入が図られた。 (2) 事業の効率性 求職・求人情報を管理する福祉マンパワーバンクを持つ福祉人材センターに委託することで、県内全域での事業実施が可能となるとともに、事業の周知も含めて事業の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4（介護分）】 元気な高齢者の活用による介護人材確保 対策事業費	【総事業費】 3,904 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（福祉人材センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、参入促進を進めていく必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	介護分野以外の企業等を訪問のうえ人事担当者等と面会し、定年退職者向けの介護の仕事に関する紹介等を行う。業界団体や企業等と折衝し、調整がついた場合は、当該団体等が実施する定年退職予定者向けセミナー等の場に出向いて直接説明し、介護業務や介護周辺業務を退職後の仕事の一つとして関心を持ってもらうよう働きかける。	
アウトプット指標（当初の目標値）	企業等への訪問回数 49回	
アウトプット指標（達成値）	企業等への訪問回数 16回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 小地域における活動に注力した結果、地域での展開にとどまり、目標値に至らなかった。今後は、広域な事業展開を行うことで訪問回数を伸ばしていく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516人（R3）→104,845人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	(1) 事業の有効性 介護分野に造詣の深い職員が介護業務や介護周辺業務の実情を正しく伝えることで、介護経験のない高齢者にも興味・関心を持ってもらう契機となり、参入促進につなげることができた。 (2) 事業の効率性 求職・求人情報を管理する福祉マンパワーバンクを持	

	つ福祉人材センターに委託し、当該センターの職員が直接高齢者向けセミナーの場に出向くことで、円滑に介護業界へ参入でき、事業の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.5（介護分）】 福祉・介護の就職総合フェア開催費	【総事業費】 33,853 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（福祉人材センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊世代の全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、参入促進を進めていく必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	・福祉・介護業界の法人を一堂に会して合同での就職フェアを開催し、学生に就職活動の早期より介護業界へ興味や関心を持ってもらうよう働きかける。 ・介護分野に関して知識を持つ者が求人施設との連絡調整、求人票等の書類作成の指導、先駆的な法人・事業所の求人方法の実践例についての指導を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	就職フェアの開催 3回 来場者 500人	
アウトプット指標（達成値）	就職フェアの開催 3回 来場者 432人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 事業周知が不十分となり来場者が集まらず、目標値に至らなかった。 事業周知方法や会場の利便性を見直し、来場者が集まりやすい工夫を行う。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516人（R3）→104,845人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	

	(1) 事業の有効性 本事業は福祉・介護業界の法人を一堂に会した合同面接会であり、多数の面接機会を提供できるとともに、特に求職者側にとっては複数の事業所を比較検討することができ、効率的な参入が図られた。 (2) 事業の効率性 求職・求人情報を管理する福祉マンパワーバンクを持つ福祉人材センターに委託することで事業の効率化が図られた。また、主に就職を控えた学生が集まる時期の開催により、適切な情報提供とマッチングの効率化が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6（介護分）】 介護人材巡回マッチング強化事業費	【総事業費】 10,388 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（福祉人材センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊世代の全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、参入促進を進めていく必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	県内の複数地域に配置されたキャリア支援専門員が、県内の介護事業所等を巡回し、経営者や人事担当者等との面接・相談を通じて、就職を希望する求職登録者と求人施設を繋ぐことにより、介護人材の確保及び定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護事業所等への訪問件数 90 件	
アウトプット指標（達成値）	介護事業所等への訪問件数 92 件 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ ー	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（1）事業の有効性 キャリア支援専門員による専門性を活かした求職者一人一人へのきめ細やかな対応により、少ない求職者を確実に就職へと結びつけるマッチングの強化が図られた。 （2）事業の効率性 求職・求人情報を管理する福祉マンパワーバンクを持つ福祉人材センターに委託することで事業の効率化が図られた。また、介護分野に精通したキャリア支援専門員を県内複数地域に配置することにより、くまなく効果がいきわたるよう取り組むことができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7（介護分）】 介護の普及啓発事業費補助金	【総事業費】 18,940 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	市町村、介護福祉士養成施設、職能団体等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護の仕事について、一面的なマイナスイメージが生じており、人材の参入の阻害要因となっているので、イメージ改善を進め、参入促進を図る。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	市町村、介護福祉士養成施設、職能団体等が実施する、介護や介護の仕事の理解促進・普及啓発のためのセミナー、講習会、イベント等、介護サービスの職場体験及び介護の普及啓発に係る資材等作成の事業実施に要する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	セミナー、講演会等の開催 8 団体 就職フェア等のイベントの開催 2 回 職場体験者 65 人 介護の普及啓発に係る資材等の作成 6 団体	
アウトプット指標（達成値）	セミナー、講演会等の開催 9 団体 就職フェア等のイベントの開催 6 回 職場体験者 2 人 介護の普及啓発に係る資材等の作成 5 団体 <目標が未達成の場合の原因、改善の方向性> 感染症の影響で職場体験等が行えなかった事が大きな原因と考えられる。今後は、オンラインイベントや動画配信等の方法を活用する他、様々な機会を捉え、市町村等への周知に努める。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	

	（１）事業の有効性 本事業により、介護の普及啓発活動が促進されることで、普段介護に携わっていない人たちの持つマイナスイメージを払拭し、介護に関する正しい理解促進を図り、人材参入への阻害要因の除去につながった。 （２）事業の効率性 補助により資金面での負担を軽減されるため、意欲的に啓発活動を行う事業者にとっては、地域の実情等に応じた創意工夫に加え、それまでと同等の金銭的負担でより多くの活動が可能となった。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 8 (介護分)】 介護のイメージアップ事業費	【総事業費】 15,861 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（民間業者へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、さらなる参入の促進を図る必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	介護職への理解促進とイメージアップを図るため、介護職に関する情報を掲載するポータルサイトの運営、学生向けリーフレットの作成・配布、マスメディアを活用した特別番組の放送を行い、若い世代を対象とした、普及啓発を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ポータルサイトの更新 11回 小・中・高校生向けリーフレットの増刷 21.1万部 特別番組の放送 1回	
アウトプット指標（達成値）	ポータルサイトの更新 11回 小・中・高校生向けリーフレットの増刷 17.2万部 特別番組の放送 1回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 目標設定時に生徒数を把握することが難しいため、配布時に次年度の配布部数に係るアンケートを実施し、増刷が必要な部数の把握に努める。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516人（R3）→104,845人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	(1) 事業の有効性 介護現場の魅力や介護の仕事に関する情報を分かりやすく伝えることで、介護職への理解促進に繋がることが期待される。 (2) 事業の効率性 様々な媒体で情報発信を行うことで、より多くの県民に、介護現場の魅力や介護の仕事に関する情報を伝えることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 9（介護分）】 あいち介護サポーターバンク運営費	【総事業費】 41,670 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（民間業者へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、さらなる参入の促進を図る必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	地域の希望者に、介護に関する入門的な研修を受講してもらい、「あいち介護サポーター」として登録し、介護事業所からの紹介依頼を受けてマッチングを行う人材バンクを運営する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修開催回数 10回 研修受講者数 600人	
アウトプット指標（達成値）	研修開催回数 10回 研修受講者数 620人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ —	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516人（R3）→104,845人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（1）事業の有効性 人手不足の介護事業所に労働力を提供することや社会参加・地域貢献活動に意欲のある方に活躍の場を提供することができ、介護分野への参入のきっかけを創出する。 （2）事業の効率性 介護事業所とサポーターバンク登録者双方の活動条件のマッチングを行い、効率的に介護事業所の人手不足の解消を図ることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10 (介護分)】 介護理解促進福祉協力校事業費	【総事業費】 4,822 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（県社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊世代の全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており (R3.7.9 厚生労働省公表資料)、参入促進を進めていく必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	県内の高等学校を、介護理解促進福祉協力校として指定し、各協力校において、介護や介護職に関する学習会や高齢者施設での介護体験等の取組を実施することで、高校生に対し介護就労への理解及び関心を促すとともに、参加生徒による普及啓発活動の実施により、学校内外・地域に対する肯定的イメージの醸成にもつなげる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・協力校指定（5校） ・協力校参画生徒（50名）	
アウトプット指標（達成値）	・協力校指定（5校） ・協力校参画生徒（90名） ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ —	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516人（R3）→104,845人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（1）事業の有効性 進路選択段階である高校を対象に、実際の介護体験を含む一連の取組を実施することにより、高校生や教員に対し、介護に関する正しい理解を促進するとともに、前年度の実施校に対しても継続支援として学習会への専門講師派遣等を行うことで、学校単位での取組の定着を図り、もっ	

	て地域における介護に対する肯定的イメージの醸成にも繋げることが期待できる。 (2) 事業の効率性 協力校の推薦を行う市町村社会福祉協議会との連携・協力体制を有し、かつ、適切な介護体験等実施事業所の選定や調整、専門的知見に基づいて講師の選定ができる県社会福祉協議会に委託することで、効率的な事業の実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 11 (介護分)】 外国人介護留学生奨学金給付等支援事業費補助金	【総事業費】 20,040 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護事業所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれている中（R3.7.9厚生労働省公表資料）、在留資格「介護」が追加されたことにより、介護福祉士資格の取得を目指して来日する留学生の増加が見込まれる。	
	アウトカム指標：介護福祉士養成施設の外国人介護留学生数の増	
事業の内容（当初計画）	介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対して、将来の就労予定先である介護施設等が支給する奨学金に係る費用の一部を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	支援外国人留学生数 71 人	
アウトプット指標（達成値）	支援外国人留学生数 44 人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 感染症による入国制限があった影響で、外国人の入国が思うように進まず、留学生が減少したため目標値に至らなかった。 今後は、入国制限の緩和により留学生が増加すると思われるため、事業周知を徹底することで改善を図っていく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護福祉士養成施設の外国人介護留学生数の増加が確認できた。 112 人（R5.5.1）→ 253 人（R6.5.1）	
	（1）事業の有効性 介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対して、将来の就労予定先である介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成することにより、外国人材の介護分野への参入促進が図られた。 （2）事業の効率性 補助により資金面での負担が軽減されるため、介護施設等の外国人留学生への支援がより充実されたものとなった。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12（介護分）】 民間社会福祉施設運営費補助金	【総事業費】 2,972 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	民間社会福祉施設	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢人口増加に伴う介護人材不足の解消	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	民間社会福祉施設運営費補助金の福祉事業ポイント補助におけるポイント項目である「福祉人材の育成への取組」及び「社会福祉実習の受け入れ」を行う高齢者施設（養護老人ホーム・軽費老人ホーム）について、ポイント制により補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	民間社会福祉施設による社会福祉実習の受け入れ及び福祉人材の育成への取り組み 9 施設	
アウトプット指標（達成値）	民間社会福祉施設による社会福祉実習の受け入れ及び福祉人材の育成への取組 8 施設 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 見込んでいた施設数より、若干目標を下回ったが、概ね予定どおり対応することができた。今後とも引き続き、事業周知に努めながら適切に実施していく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（１）事業の有効性 民間社会福祉施設の介護人材育成への協力を促した。 （２）事業の効率性 予め県内の対象施設を把握していたことにより、事業の実施が効率的に行われた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13 (介護分)】 介護家族理解促進事業費	【総事業費】 1,712 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（特定非営利活動法人 HEART TO HEART へ委託）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	認知症高齢者を介護する家族に対しては、認知症知識や介護技 術だけでなく、精神面も含めた支援が必要。	
	アウトカム指標： 認知症家族を中心とした地域住民に対する認 知症や介護についての理解促進。	
事業の内容（当初計画）	認知症介護家族等を中心とした地域住民に対して、認知症の人 への対応や介護の仕方について理解を深めるための講座を実施 する。	
アウトプット指標（当初 の目標値）	支援プログラム講座 40 名（全 12 日間） サポート講座 60 名（全 2 日間）	
アウトプット指標（達成 値）	家族支援プログラム講座 40 名（1 クール 6 日間× 2 か所） 重度者介護家族サポート講座 延べ 74 名 < 目標が未達成の場合の原因、改善の方向性 > —	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 地域住民等に対する介護や介護の仕事の理解促進。 アンケートにより確認	
	（１）事業の有効性 本事業により、地域住民や介護当事者等に対して介護の仕方を 広く普及することができた。 （２）事業の効率性 認知症の人と家族の会愛知県支部と連携している団体に委託し たことで、本事業の対象者である家族介護者に研修の周知を広 くすることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14 (介護分)】 たん吸引等指導者養成事業費	【総事業費】 375 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療的ケアニーズの高まりにより、介護職員による喀痰吸引等の必要性が増しており、中堅介護職員等に対して喀痰吸引等の指導を行う研修指導者を養成する「喀痰吸引等指導者養成事業（指導者講習）」を行う必要がある。	
	アウトカム指標：登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）数の増加	
事業の内容（当初計画）	介護職員に対する喀痰吸引等研修を行う指導者（医師・看護師等）を養成するための講習を開催する。	
アウトプット指標（当初の 目標値）	講習受講者数 200 人 開催回数 2 回	
アウトプット指標（達成値）	受講者数 91 人 開催回数 2 回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 研修が年 2 回ということもあり、看護師等の業務との都合が合わず参加できないというケースも聞かれた。可能な限り対象者が参加しやすい日程等での実施に努めていく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）数の増加 1,848 事業所（R5.4）→ 2,006 事業所（R6.4） ※愛知県調べ	
	（１）事業の有効性 本事業により喀痰吸引等の指導者が養成され、たん吸引等を実施できる介護職員の増加、登録特定行為事業者数の増加に繋がり、介護サービスの質が向上した。 （２）事業の効率性 県が実施主体となることにより、たん吸引等指導者に対して、一定水準の講習を行うことができ、指導者の質の保持が可能となる。また、県全域の事業所等に対して一括して周知・募集を行ったことにより、効率的に事業を実施できた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 15（介護分）】 介護人材再就業支援事業費	【総事業費】 6,970 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（福祉人材センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、今後は、潜在介護人材の把握・掘り起しを行うとともに、再就業希望者への支援が必要である。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	離職した介護人材の届出制度の周知・運営及び再就業を希望する介護人材を対象としたカムバック研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講者数 200 人 開催回数 2 回	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者数 24 人 ・開催回数 2 回 <目標が未達成の場合の原因、改善の方向性> 個人向けの研修会であるため、事業周知が不十分となり受講者が集まらなかった。事業周知方法を見直すとともに、会場の利便性や研修内容についても見直し、受講者が集まりやすい工夫を行う。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（1）事業の有効性 離職した介護人材に対する届出制度を運営することにより、潜在介護人材の把握・掘り起こしを行い、登録者に対しては届出の情報を元に福祉人材センターからそれぞれの登録者に沿った求人情報や研修案内等をプッシュ型で提供することにより、介護人材の再就業を促進することができた。また、再就業を希望する介護人材を対象としたカムバック研修を行うことで、現在の介護保険制度や介護の仕方等、介護業務を行	

	ううえで必要な知識等を再習得させ、現場復帰への不安を払拭することができた。 (2) 事業の効率性 求職・求人情報を管理し、福祉関係職員向け研修を多数実施してきた福祉人材センターに委託し、当該センターより届出制度の案内や研修実施をすることで事業の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 16（介護分）】 研修受講支援事業費補助金（喀痰吸引等研修）	【総事業費】 16,073 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護事業所	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年度において、本県の介護人材が約 1 万 3 千人不足すると見込まれており (R3. 7. 9 厚生労働省公表資料)、介護人材の定着とスキルアップに向けた環境の構築が必要である。	
	アウトカム指標：登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者数	
事業の内容（当初計画）	介護事業所の介護従事者が、喀痰吸引等研修を受講する場合の受講料を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	受講者数（喀痰吸引等研修） 169 人	
アウトプット指標（達成値）	受講者数（喀痰吸引等研修） 197 人 <目標が未達成の場合の原因、改善の方向性> —	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者数の増加が確認できた。 （登録喀痰吸引等事業者・登録特定行為事業者数） 1,848 事業所（R5. 4）→ 2,006 事業所（R6. 4）※愛知県調べ （１）事業の有効性 本事業により、介護技術の向上につながる資格が取得でき、介護サービスの質の向上が図られた。 （２）事業の効率性 補助制度の活用で、資金面での負担が軽減されるため、従業者の研修受講を促進させ、これにより介護サービスの質の向上、従業者の定着を図ることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 17（介護分）】 研修受講支援事業費補助金（アセッサー講習）	【総事業費】 213 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護事業所	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025 年度において、本県の介護人材が約 1 万 3 千人不足すると見込まれており（R3. 7. 9 厚生労働省公表資料）、介護人材の定着とスキルアップに向けた環境の構築が必要である。	
	アウトカム指標：段位別キャリア段位取得者数の増加	
事業の内容（当初計画）	介護事業所の介護従事者が、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講する場合の受講料を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	受講者数（アセッサー講習） 25 人	
アウトプット指標（達成値）	受講者数（アセッサー講習） 9 人 <目標が未達成の場合の原因、改善の方向性> 介護事業所への事業周知が行き渡っていないことから、目標値には至らなかった。介護事業所に対する事業周知を強化する等の取組も進めていく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： （段位別キャリア段位取得者数） 258 人（R5. 4）→ 261 人（R6. 4） ※一般社団法人シルバーサービス振興会へ確認	
	（1）事業の有効性 本事業により、介護キャリア段位におけるアセッサー講習の普及が促進され、人材育成に繋がることが期待できる。 （2）事業の効率性 補助制度の活用で、資金面での負担が軽減されるため、従業者の研修受講を促進させ、これにより介護サービスの質の向上、従業者の定着を図ることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18 (介護分)】 介護福祉士資格取得支援事業費補助金	【総事業費】 22,489 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護事業所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており (R3.7.9厚生労働省公表資料)、介護人材の定着とスキルアップに向けた環境の構築が必要である。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者の離職率の低減	
事業の内容（当初計画）	介護現場に従事する者が研修（実務者研修、喀痰吸引等研修、初任者研修等）を受講する際に必要な代替職員の雇用に要する経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修派遣人数 63人	
アウトプット指標（達成値）	研修派遣人数 36人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 介護事業所に対する事業周知が行き渡っていないことに加え、計画があっても実際に代替職員の確保ができない等の状況もあり、目標値には至らなかった。今後はさらなる事業周知に努めるとともに、代替職員の確保が進むよう、他の参入促進事業の強化も合わせて検討していく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護現場での離職率の低下が確認できた。 17.0%（R3.10.1～R4.9.30）→ 14.0%（R4.10.1～R5.9.30） ※介護労働安定センター実施「介護労働実態調査結果」より	
	（1）事業の有効性 研修を受けた者の資質向上及びキャリアアップに資するとともに、代替職員として雇用された者が引き続き介護の現場に定着するなど、介護従事者の量の確保にも資するものとなった。	

	(2) 事業の効率性 補助制度の活用で、資金面での負担が軽減されるため、従業者の研修受講を促進させ、これにより介護サービスの質の向上、従業者の定着を図ることができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19（介護分）】 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援 事業費補助金	【総事業費】 27,698 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護事業所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	外国人介護人材の受入を検討する介護施設等において、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者に対して施設が行う学習支援に要する経費を補助することで、介護現場における外国人介護人材の有資格者を増加させる必要がある。	
	アウトカム指標： 外国人介護福祉士候補者の介護福祉士試験合格者数の増加	
事業の内容（当初計画）	外国人介護福祉士候補者の受入施設における、就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習、介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、喀痰吸引等研修の受講、研修を担当する者の活動に要する経費について補助。	
アウトプット指標（当初の目標値）	外国人介護福祉士候補者補助人数 231 人	
アウトプット指標（達成値）	外国人介護福祉士候補者補助人数 207 人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 感染症の影響によって入国者は減少傾向にあったため、目標値に至らなかった。感染症の影響も落ち着いてきており、今後は増加が見込まれる。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 外国人介護福祉士候補者の介護福祉士試験合格者数の増加が確認できなかった。 62 人（R4）→ 23 人（R5）	
	(1) 事業の有効性 外国人介護人材の受入を行う介護施設等において、コミュニケーション等に関する不安や、外国人介護人材に対する学習支援が不十分であるといった実態があり、こうした不安や実態に対応することにより、介護現場における外国人材の円滑な就労・定着を図る。	

	(2) 事業の効率性 外国人介護人材の受入を行う介護施設等に対してコミュニケーションに資する取組や学習支援の取組をしていくよう推進することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20（介護分）】 外国人介護人材技能向上研修事業費補助金	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護分野の専門性を有する団体等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれている中（R3.7.9 厚生労働省公表資料）、技能実習における介護職種の追加、介護分野の特定技能制度が始まり、外国人介護人材に対する資質向上等を目的とした支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標： 特定技能外国人及び技能実習生数の増加	
事業の内容（当初計画）	介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とする介護技能を向上させるための集合研修や外国人介護人材受入施設等職員を対象とした外国人介護人材を受け入れるにあたり施設等で必要な準備等を学ぶ研修等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修開催回数 12回 研修受講者数 480人	
アウトプット指標（達成値）	研修開催回数 13回 研修受講者数 232人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 周知が限定的であったことから、目標値に至らなかった。周知範囲を拡大することで研修受講者数を増加させていく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 特定技能（介護分野）在留者数及び技能実習生（介護）計画認定数の増加が確認できた。 ・特定技能（介護分野）在留者数 1,663人（R5.6月末）→2,682人（R6.6月末） ・技能実習生（介護）計画認定数 453人（R4）→840人（R5）	
	(1) 事業の有効性	

	外国人介護人材の受入を行う介護施設等において、外国人介護人材が介護現場において円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の介護技術向上のための集合研修等の実施等に係る費用の一部を補助することにより、外国人介護人材の資質の向上を図る。 (2) 事業の効率性 外国人介護人材の資質の向上に資するような研修の実施を推進することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21（介護分）】 地域支援事業推進研修事業費	【総事業費】 551 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括支援センター職員等の資質の向上を図り、高齢者が地域において安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標：地域包括支援センターの職員等の資質向上に伴う高齢者の生活満足度	
事業の内容（当初計画）	地域包括支援センターの機能を強化するため、地域包括支援センター職員等研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の 目標値）	研修受講者 800 人 開催回数 4 回	
アウトプット指標（達成値）	研修受講者 426 人 開催回数 4 回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 研修テーマが集客性の高いものでなかったことが原因と考えられる。今後はアンケートの実施等によりニーズを把握し、受講者の関心の高いテーマを選定するように努める。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 地域包括支援センターの職員の資質向上に伴う高齢者の生活満足度 242 箇所（R5.4）→241 箇所（R6.4）	
	（1）事業の有効性 本事業により、地域包括支援センターの資質向上が図られる。 （2）事業の効率性 県全体を対象とした研修を実施したことで、効率的に地域包括支援センター職員の資質の向上を図ることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 22（介護分）】 入退院調整支援事業費	【総事業費】 12,889 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（国立長寿医療研究センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの構築の主要項目にも「医療と介護の連携」があげられており、病院と介護支援専門員の連携が重要となっている。	
	アウトカム指標：－	
事業の内容（当初計画）	病院医療と介護支援専門員間の連携を推進するため、介護支援専門員の組織化のための研修や入退院調整に関する研修等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修開催回数 9回	
アウトプット指標（達成値）	研修開催回数 9回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ －	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：－	
	（1）事業の有効性 本事業により、地域の病院医療と介護支援専門員の連携が推進され、地域における広域的な入退院支援ルールの設定が進められる。 （2）事業の効率性 県内市町村の医療・介護の実情を把握するとともに、全国唯一の老年医学のナショナルセンターとして幅広い知見と豊富な研究実績及び人材を有している国立長寿医療研究センターに委託し実施することにより、医療・介護の両職種にとって専門性の高い研修を行うことができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (介護分)】 認知症介護者等養成研修事業費	【総事業費】 1,788 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（認知症介護研究・研修大府センター等へ委託） 名古屋市（認知症介護研究・研修大府センター等へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：認知症ケアに携わる介護従事者の増加、 認知症専門ケア加算の算定事業所数	
事業の内容（当初計画）	介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させるための研修を行う。 政令指定都市が同研修事業を実施した場合に補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	認知症対応型サービス事業管理者研修 2回開催 200名受講 認知症対応型サービス事業開設者研修 1回開催 30名受講 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 1回開催 40名受講 認知症介護指導者フォローアップ研修受講者数 5名	
アウトプット指標（達成値）	認知症対応型サービス事業管理者研修 2回開催 98名受講 認知症対応型サービス事業開設者研修 1回開催 22名受講 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 1回開催 33名受講 認知症介護指導者フォローアップ研修受講者数 2名 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 管理者・開設者・計画作成担当者研修については、事業所の管理者になる者、事業所を開設する者又は事業所の計画作成担当者で、当該研修を未受講の者向けに実施するものである。管理者・開設者・計画作成担当者の交代が少なく、新たに研修を受ける者がいないため、目標値を下回る結果となったものと推測される。フォローアップ研修については、周知方法が十分ではなく目標としていた受講者の確保に至らなかったと推測される。そのため、周知方法について募集要項を事業所等に郵送するだけでなく、関係会議等、様々な機会に周知を図るなどの改善を図る。	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：認知症対応型サービス事業の代表者や管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者に対し、認知症ケアに関する知識等を修得するための研修を実施することで、認知症ケアに携わる従事者が増加した。 研修修了者数：153 名 認知症専門ケア加算の算定事業所数 153 事業所（R6. 9. 1） ＊指定・指導 G 発表 HP 愛知県内介護保険事業所一覧より （１）事業の有効性 本事業を実施することで、認知症高齢者に対する介護サービスの充実が図られる。 （２）事業の効率性 認知症介護指導者に講師を依頼することで、専門性の高い研修を実施することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 24（介護分）】 認知症地域支援推進員養成研修事業費	【総事業費】 2,052 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（認知症介護研究・研修東京センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる認知症患者に対して、医療・介護及び生活支援を行うサービスが供給できるよう、医療・介護等の有機的なネットワーク形成の強化を図るため、認知症地域支援推進員の確保と資質向上が必要である。	
	アウトカム指標：認知症地域支援推進員の配置数の増加	
事業の内容（当初計画）	「認知症地域支援・ケア向上事業」において、医療・介護等の有機的な連携の推進の役割を担う認知症地域支援推進員を養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	認知症地域支援推進員受講者数 54 人	
アウトプット指標（達成値）	認知症地域支援推進員受講者数 54 人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ －	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 認知症地域支援推進員を養成することにより、各市町村の認知症地域支援推進員の配置人数が増加した。 384 人（R5.4.1）→ 436 人（R6.4.1）	
	(1) 事業の有効性 本事業により、認知症地域支援推進員の配置数の増加及び資質向上が図られる。 (2) 事業の効率性 県内各市町村に受講者を募集することで、県内全体の認知症地域支援推進員の資質向上が図られた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 25（介護分）】 認知症地域医療支援事業費 認知症地域医療研修事業費	【総事業費】 16,761 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	愛知県（国立長寿医療研究センター及び愛知県医師会等へ委託、一部県で実施） 名古屋市（国立長寿医療研究センター及び名古屋市医師会等へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症の人が地域社会の中でなじみの暮らしや関係が継続できるように支援していくことが必要とされている。	
	アウトカム指標：認知症に対応できる医療従事者の増加	
事業の内容（当初計画）	○認知症地域支援医療事業費 ・認知症サポート医養成研修事業 認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言支援等、専門医療機関等との連携の推進役となる認知症サポート医養成のための研修を行う。 ・歯科医師の認知症対応力向上研修事業 歯科医師に対して認知症の基礎知識と医療と介護の連携の重要性を習得するための研修を行う。 ・薬剤師の認知症対応力向上研修 薬局・薬剤師に対し、認知症の人とその家族を支えるための基本知識や、医療と介護の連携の重要性を習得するための研修を行う。 ・看護職員の認知症対応力向上研修事業 看護職員に対し、入院から退院までのプロセスに沿った基本知識や個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得するための研修を行う。 ・病院勤務以外の看護師等の認知症対応力向上研修事業 病院勤務以外（診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等）の看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人とその家族を支えるための基本知識や、医療と介護の連携の重要性を習得するための研修を行う。 ○認知症地域医療研修事業費	

	・医療従事者の認知症対応力向上研修及び認知症対応病院相互評価 病院勤務の医師、看護師などの医療従事者に対して必要基本知識や認知症ケアの原則の知識を習得するための研修を行う。 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修事業及び認知症サポート医フォローアップ研修事業 かかりつけ医等に対して適切な認知症診断の知識・技術等を習得するための研修を行う。 ・産業医向け認知症対応力向上研修 産業医を中心とする産業保健関係者に対して、若年性認知症等の知識、支援方法について研修を行う。 ・認知症疾患医療センター事業評価 県内の認知症疾患医療センターの連携体制の構築及び事業評価を行うための会議や研修等を行う。 ○政令指定都市が同研修事業（認知症疾患医療センター事業評価を除く）を実施した場合に補助する。
アウトプット指標(当初の目標値)	・サポート医の養成：愛知県 11 人、名古屋市 8 人 計 19 人 ・かかりつけ医の養成 愛知県 2 回 150 人、名古屋市 2 回 220 人 計 370 人 ・サポート医フォローアップ研修受講者数 愛知県 1 回 100 人、名古屋市 1 回 33 人 計 133 人 ・医療従事者の研修 愛知県 3 回 300 人、名古屋市 2 回 220 人 計 520 人 ・歯科医師の研修：愛知県及び名古屋市 2 回 計 250 人 ・薬剤師の研修：愛知県及び名古屋市 3 回 計 275 人 ・看護師の研修：愛知県及び名古屋市 2 回 計 90 人 ・病院勤務以外の看護師等の研修： 愛知県及び名古屋市 2 回 計 80 人 ・産業医の研修：愛知県 1 回 100 人
アウトプット指標（達成値）	・サポート医の養成：愛知県 11 人、名古屋市 0 人 計 11 人 ・かかりつけ医の養成 愛知県 2 回 105 人、名古屋市 2 回 119 人 計 224 人 ・サポート医フォローアップ研修受講者数 愛知県 1 回 62 人、名古屋市 1 回 34 人 計 96 人 ・医療従事者の研修 愛知県 3 回 140 人、名古屋市 4 回 179 人 計 319 人 ・歯科医師の研修：愛知県及び名古屋市 2 回 計 270 人

	・薬 剤 師の研修：愛知県及び名古屋市 4 回 計 232 人 ・看 護 師の研修：愛知県及び名古屋市 2 回 計 90 人 ・病院勤務以外の看護師等の研修： 愛知県及び名古屋市 2 回 計 73 人 ・産 業 医の研修：愛知県 1 回 72 人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 周知不足により目標に達しなかった。オンライン開催を検討するとともに、周知の徹底などの改善を図る。
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標 本事業の研修を受講することで、認知症についての理解を深め、対応することができる医療従事者が増加した。 （１）事業の有効性 本事業により、認知症の様態に応じた適時・適切な医療や早期診断・早期対応のための体制整備が可能となる。 （２）事業の効率性 それぞれの事業を医師会等に委託することで専門的な研修をすることが可能であった。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 26 (介護分)】 認知症専門職家族支援研修事業費	【総事業費】 1,201 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県(特定非営利活動法人 HEART TO HEART へ委託)	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護支援専門員をはじめとする専門職は認知症介護家族等 といった相談者の状況に応じた的確なアドバイスが必要。 アウトカム指標：認知症家族介護者支援について理解する 専門職の増加	
事業の内容（当初計画）	認知症高齢者及びその家族に定期的に接する機会があり、 相談を受けることの多い介護支援専門員をはじめとする専 門職が認知症介護家族の支援について理解を深め、適切に 支援することが必要であるため、各種専門職を対象とした 研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目 標値）	研修受講者 240 人 開催回数 3 回	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者 延べ 135 人 3 回開催 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 周知が十分でなかったことや、交通アクセスが不便な会 場であったため、周知方法について、関係機関へ郵送する だけではなく、関係会議等、様々な機会を周知を図り、参 加しやすい会場を選定するなどの改善を図る。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・家族介護者支援について理解する専門職の増加 受講者へのアンケートにより確認できた。 （１）事業の有効性 本事業により、認知症の人の家族介護者に身近に接する ことが多い医療・介護専門職の家族介護者支援への理解を 深めることができた。 （２）事業の効率性 認知症の人と家族の会愛知県支部と連携している団体に 委託したことで、認知症の人の家族介護者に身近に接する ことが多い医療・介護専門職が家族介護者支援への理解を 深めることができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 27 (介護分)】 認知症地域人材育成推進事業費	【総事業費】 1,911 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（国立長寿医療研究センターへ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の高齢化に伴い認知症患者の増加が見込まれる中、認知症になっても在宅医療・介護サービスを受けながら、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅医療にかかる提供体制が必要。	
	アウトカム指標：地域における認知症支援関係者の資質向上や有機的連携を促進する。	
事業の内容（当初計画）	認知症の予防や早期発見・対応等を促進し、できる限り長い間、在宅医療・介護サービスを受けながら、住み慣れた地域で生活できるよう、市町村における「認知症初期集中支援推進事業」、「認知症地域支援・ケア事業」等の取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	認知症初期集中支援チームの活動強化に係る研修会開催数 2回 認知症高齢者等行方不明見守りネットワーク構築に係る研修会開催数 1回	
アウトプット指標（達成値）	認知症初期集中支援チームの活動強化に係る研修会開催数 2回 認知症高齢者等行方不明見守りネットワーク構築に係る研修会開催数 1回	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 認知症の人を支援する専門職員等が活動強化等に関する研修を受講し、支援方法等について学ぶことで、地域における認知症関係者の資質向上や有機的連携を促進することができた。	
	(1) 事業の有効性 初期集中支援チーム及び地域支援推進員の活動強化ができ、在宅医療への整備が進んだ。 (2) 事業の効率性 国立長寿医療研究センターへ委託することで、専門的な知見をもとにした事業ができ、体制整備の効率化が図られた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 28（介護分）】 介護支援専門員等資質向上事業費	【総事業費】 1,246 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（一部事業を愛知県居宅介護支援事業者連絡協議会へ委託）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護支援専門員の資質向上を図り、業務を円滑に推進できる体制の整備が必要。	
	アウトカム指標：特定事業所加算の算定事業所数	
事業の内容（当初計画）	・ 毎週 2 回相談窓口の開設 介護支援専門員が抱える心理的、精神的な悩みを含め、ケアマネジメント業務全般に関する相談等に対応するため、電話、面接等による相談体制を整備する。 ・ 年 2 回の会議の開催 介護支援専門員の健全な育成を図り、その活動を支援するための具体的な方策を総合的に協議する愛知県居宅介護支援専門員支援会議を設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	毎週 2 回（火曜、木曜の午後）相談窓口を開設 年 2 回会議を開催	
アウトプット指標（達成値）	相談件数 38 件 会議開催回数 1 回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 相談件数は芳しくないが、これは H30. 4. 1 より居宅介護支援事業所の指導権限が市町村に移譲されていること、また、新型コロナウイルス感染症への対応の関係で、指導権限のある市町村への問合せが増え、その際に併せてその他の疑問点等も確認したためだと思われる。また、会議の開催は年 1 回の実施となった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 特定事業所加算の算定事業所数 697 事業所（R6. 10. 1）	

	（１）事業の有効性 介護支援専門員が活動する上で発生する処遇困難事例や新たに地域包括ケアシステム構築のためのアセスメント内容等に関し、経験豊富な主任介護支援専門員等が対応し、指導・助言を行うことができた。 （２）事業の効率性 県が事業実施することで、県内全域の介護支援専門員の業務上の相談に、経験豊富な主任介護支援専門員が対応し、指導・助言を行うことができた。 都道府県の責務である介護支援専門員に対する研修向上委員会の役割を果たすことができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 29 (介護分)】 地域支え合い推進事業	【総事業費】 1,337 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	市町村において生活支援の担い手やサービスの開発等を行う生活支援体制整備事業の中核となる生活支援コーディネーターに対する研修等を行うことで、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を図る。	
	アウトカム指標：生活支援コーディネーターの増加	
事業の内容（当初計画）	(1) 生活支援関連研修の開催 (2) 生活支援体制推進会議の開催 (3) 市町村への助言者派遣事業	
アウトプット指標（当初の目標値）	(1) 開催回数：4回、研修受講者：600人 (2) 開催回数：1回、参加者：市町村代表、有識者、生活支援コーディネーター等 (3) 派遣予定回数：50回	
アウトプット指標（達成値）	(1) 生活支援コーディネーター研修 4回開催 430人受講 (2) 生活支援体制推進会議 1回開催 参加者：市町村代表、有識者、生活支援コーディネーター等 (3) 市町村への助言者派遣 35回派遣 <目標が未達成の場合の原因、改善の方向性> ・研修については前年度と同じ課題に取り組んだため、似通った研修テーマを設定したことが、受講者減少の要因として考えられる。繰り返し受講をする者があることも勘案し、受講者にとって魅力的なテーマを設定する。 ・助言者派遣事業については、県外の助言者の派遣希望が多かったため、旅費が増加し、派遣回数が当初の目標より少なくなった。旅費が不要であるオンラインによる助言者派遣も積極的に実施していく。	

事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：生活支援コーディネーターの人数 332 人（R5.4）→353 人（R6.4）
	（１）事業の有効性 本事業により、生活支援体制整備に関わる職員等の資質向上を図ることができた。 （２）事業の効率性 県全体を対象とした研修を実施したことで、効率的に一定の知識を持った生活支援コーディネーターを養成することができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 30（介護分）】 サービス提供責任者研修事業費	【総事業費】 930 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（一般社団法人愛知県介護福祉士会へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	利用者の重度化を遅らせるなどの質の高い訪問介護サービスを提供するための能力を身につけたサービス提供責任者が必要。 アウトカム指標：介護労働者の現在の仕事に対する満足度の向上	
事業の内容（当初計画）	サービス提供責任者を対象に、地域包括ケアシステムの構築とともに地域の社会資源の調査や活用に係るスキルの視点を踏まえた利用者についてのアセスメント、訪問介護計画の作成、事業所内の他の訪問介護職員への指導や調整に必要な知識及び技術を学ぶための研修を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	研修受講者 100 名 開催回数 1 回	
アウトプット指標（達成値）	研修受講者 23 名 開催回数 1 回 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 研修受講対象者は事業所において中心的な役割を担う職員であるため、研修参加により業務に支障をきたすことが考えられる。よって研修参加について職場での理解が得られるように、Web ページや団体機関誌による周知活動を強化する。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護労働者の現在の仕事に対する満足度の向上は、確認できなかった。 54.1%（令和4年度）→ 46.6%（令和5年度） ※介護労働安定センター実施「介護労働実態調査」より「現在の仕事の内容・やりがい」について、満足及びやや満足と回答した者の割合。 （1）事業の有効性 本事業により、能力の高いサービス提供責任者が養成された。 （2）事業の効率性 県がサービス提供責任者の研修を行うことにより、その能力強化の重要性について周知が図れた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 31（介護分）】 専門員によるフォローアップ支援事業費	【総事業費】 1,228 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（福祉人材センターへ委託）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護現場では、他産業に比べて高い離職率となっており、人材が定着する職場の構築を図る必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者の離職率の低減	
事業の内容（当初計画）	福祉人材センター事業等を通して就職した人を対象に、実際に本事業の専門員が就職先に行き、必要に応じて相談業務を行い、また、経営・管理者等を対象に、施設のニーズに合わせて、職場環境を改善する指導を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	フォローアップ専門員の施設等訪問 70 回	
アウトプット指標（達成値）	フォローアップ専門員の施設等訪問 13 回 <目標が未達成の場合の原因、改善の方向性> 感染対策の渦中にあり、訪問予定事業所からのキャンセルが相次ぎ、目標値に至らなかった。 オンラインでの実施など、代替手法で実施する。また、福祉人材センター事業の強化と併せて当フォローアップ支援事業もより実績が上がっていくよう努める。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護現場での離職率の低下が確認できた。 17.0%（R3.10.1～R4.9.30）→ 14.0%（R4.10.1～R5.9.30） ※介護労働安定センター実施「介護労働実態調査結果」より	
	(1) 事業の有効性 離職理由として、人間関係、運営方針への不満が依然として上位に挙がっている。引き続き、福祉人材センターを通して就職した人を対象に実際に専門員が就職先に出向いて就職後のフォローを行うとともに、経営・管理者に対しては、	

	個々の施設の課題解決につながる指導・助言を行うことで、職場環境の改善を図っていく。 (2) 事業の効率性 介護現場の現状を熟知している福祉人材センターに委託し、専門家が直接指導・助言を行うことで、事業の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 32（介護分）】 介護従事者のメンタルヘルス研修事業費	【総事業費】 7,796 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（民間事業者へ委託）	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護現場では、他産業に比べて高い離職率となっており、人材が定着する職場の構築を図る必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者の離職率の低減	
事業の内容（当初計画）	介護職からの離職防止や定着促進のため、メンタルヘルスに特化した研修を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修実施：管理者向け 5 回、従事者向け 30 回 研修参加者：管理者 500 人、従事者 980 人	
アウトプット指標（達成値）	研修実施：管理者向け 5 回、従事者向け 30 回 研修参加者：管理者 342 人、従事者 470 人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 感染症の影響から、勤務する介護事業所の状況により、目標とする参加者数に達しなかった。また、介護事業所への事業周知が行き渡っていないことも原因であると考えられるため、今後は様々な機会を捉え、事業周知に努める。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 介護現場での離職率の低下が確認できた。 17.0%（R3.10.1～R4.9.30）→ 14.0%（R4.10.1～R5.9.30） ※介護労働安定センター実施「介護労働実態調査結果」より	
	（1）事業の有効性 介護の仕事は、職場の人間関係等による離職が多く、サービス対象者の死去と向き合うことも想定される精神的負担がかかる職場であるため、メンタルヘルス対策が重要である。 （2）事業の効率性 県内各地で短時間の研修を開催することで、忙しい介護職員が受講しやすく、かつ人材が不足する介護事業所の負担を抑えた効率的な事業となった。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 33 (介護分)】 介護職員相談窓口設置事業費	【総事業費】 2,932 千円
事業の対象となる医療 介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（民間事業者へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護 ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれており（R3.7.9厚生労働省公表資料）、介護人材の確保と定着を図るためのきめ細かい対応が必要となっている。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者の離職率の低減	
事業の内容（当初計画）	介護従事者が個々に抱える様々な悩み・不安といった精神的な負担を軽減するため、介護職員に特化した悩み相談窓口を開設し、電話や面談等による相談対応を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・電話相談窓口週3日開設 ・相談対応件数 700件	
アウトプット指標（達成値）	・電話相談窓口週3日開設 ・相談対応件数 279件 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 介護事業所への周知が行き渡っていないことが原因と考えられるため、今後は様々な機会を捉え、事業周知に努める。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護現場での離職率の低下が確認できた。 17.0%（R3.10.1～R4.9.30）→ 14.0%（R4.10.1～R5.9.30） ※介護労働安定センター実施「介護労働実態調査結果」より	
	(1) 事業の有効性 介護の仕事は、対人援助特有の悩みや不安を抱えやすく、職場の人間関係等による離職も多いことから、介護従事者の抱える様々な悩みや不安を解消し、安心して仕事が続けられるよう支援することで、定着促進を図る。 (2) 事業の効率性 介護現場の現状を熟知した団体に委託し、相談者個々の課題に専門家が対応することで、課題解決が効率的に図られた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 34（介護分）】 外国人介護人材受入支援事業費	【総事業費】 3,303 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	県（民間事業者へ委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代全てが75歳以上となる2025年において、本県の介護人材が約1万3千人不足すると見込まれている中（R3.7.9厚生労働省公表資料）、経済連携協定に基づく受入に加え、在留資格「介護」、技能実習における介護職種の追加、介護分野の特定技能制度が始まり、受入施設においても外国人介護人材を受入れる際に必要となる労働法規等を理解する必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	管理者や指導担当者等に対して、外国人介護人材の受入に係る特有の労働法規や受入制度等を説明するセミナーを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	セミナー参加者数 240 人	
アウトプット指標（達成値）	セミナー参加者数 189 人 ＜目標が未達成の場合の原因、改善の方向性＞ 介護事業所への周知が行き渡っていないことが主な原因と考えられるため、今後は様々な機会を捉え、事業周知に努めるとともに、事業者のニーズを把握することで研修内容の充実を図り、興味をもってもらえる研修内容にしていく。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（1）事業の有効性 外国人材の受入の意向があっても、それぞれの仕組みに係る知見や受入のノウハウ等が十分でないことから受入に踏み出せない介護事業所が存在することから、外国人介護人材の受入に係るセミナーを開催するとともに、外国人介護職員の指	

	導担当者を対象としたセミナーを実施することにより、外国人介護人材の円滑な受入や職場への定着を図る。 (2) 事業の効率性 県内2か所で研修を開催したことで、介護職員が受講しやすい環境を整え、確実に研修出席者の確保を図ることで、介護事業所の外国人材受入時の不安の解消を効率的に図ることができた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 35（介護分）】 外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業 費補助金	【総事業費】 34,822 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全区域	
事業の実施主体	介護事業所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	外国人介護人材の受入を検討する介護施設等において、コミュニケーションや文化・風習への配慮等に関する不安や、外国人介護人材に対する学習支援や生活支援が不十分であるといった実態があり、こうした不安や実態に対応することにより、介護現場における外国人材の円滑な就労・定着を図る必要がある。	
	アウトカム指標：介護サービス従事者数の増加	
事業の内容（当初計画）	外国人介護人材を受け入れる介護施設等において外国人介護人材の受入れ環境整備を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助施設数 91 施設	
アウトプット指標（達成値）	補助施設数 108 施設 < 目標が未達成の場合の原因、改善の方向性 > —	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護職員数 107,516 人（R3）→104,845 人（R4） ※事業終了後の数値の把握はできていないが、「介護サービス施設・事業所調査」に基づく直近数値は、減少	
	（1）事業の有効性 外国人介護人材の受入を行う介護施設等において、コミュニケーションや文化・風習への配慮等に関する不安や、外国人介護人材に対する学習支援や生活支援が不十分であるといった実態があり、こうした不安や実態に対応することにより、介護現場における外国人材の円滑な就労・定着を図る。 （2）事業の効率性 外国人介護人材の受入を行う介護施設等に対して外国人介護人材が働きやすい環境を整備するよう効率的に推進することができた。	
その他		